TOSHIBA
Leading Innovation >>>

REGZA

地上・BS・110度CS
デジタルハイビジョン液晶テレビ
取扱説明書

37Z2／42Z2／47Z2

準備編

：：必ず最初にこの「準備編」をお読みください。
：：本書では安全上のご注意、設置、接続、設定などについて説明しています。
：：映像や音声が出なくなった、操作ができなくなったなどの場合は、別冊「操作編」の「困ったときは」をご覧ください。

このたびは東芝テレビをお買い上げいただきまして、まことにありがとうございます。
お求めのテレビを安全に正しく使っていただくため、お使いになる前にこの取扱説明書「準備編」と別冊の「操作編」をよくお読みください。
お読みになったあとは、いつも手元に置いてご使用ください。

もくじ

ご使用の前に　5

テレビを見る準備をする　19

録画機器やネットワーク機器の準備をする 42

外部機器を接続する 53

インターネットに接続する 59

各種機能を設定する 63

資料 75

この取扱説明書内のマークの見かた

機能などの補足説明、参考にしていただきたいこと、制限事項などを記載しています。

用語の説明をしています。(分野によっては、同じ用語を別の意味で使用していることがあります)

関連する内容が記載されているページの番号を示しています。
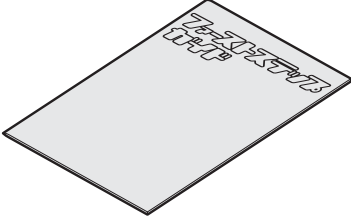
取扱上のお願いを記載しています。

取扱上のご注意を記載しています。

- この取扱説明書は、37Z2、42Z2、47Z2で共用です。記載しているイラストは42Z2のものです。他の機種はイメージが多少異なります。

付属品を確認する

- 本機には以下の付属品があります。お確かめください。
- アンテナや外部機器などに接続するためのケーブルやコード、器具・機器などは付属されておりません。機器の配置や端子の形状、使用環境などに合わせて適切な市販品を別途お買い求めください。

付属品/名称	付属数
スタンド ● テレビ本体に取り付けてください。	1 式
リモコン(CT-90376) 単四形乾電池(R03)	リモコン 1 個 乾電池 2 個
変換ケーブル ● ビデオ入力端子に機器を接続する場合に使います。 54	2 本
ネジ、クリップ ● テレビの転倒防止に使います。 21 、 22	各 1 個
コードクランパー ● 配線の整理に使用できます。 16	2 個

付属品/名称	付属数
ファーストステップガイド	1 部
「お客様登録サービス」のチラシ	1 枚
取扱説明書 準備編（本書） 操作編	各 1 部
かんたんガイド	1 部
B-CAS（ビーキャス）カード ● B-CASカードはテレビ本体の背面に貼付された袋の中にあります。本体に挿入してください。 23 BS·CS·地上 共用　地上デジタル専用	各 1 枚

安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになるかたや他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。
次の内容（表示・図記号）をよく理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。

【表示の説明】

表　示	表示の意味
⚠警告	“取扱いを誤った場合、人が死亡、または重傷[*1]を負うことが想定されること”を示します。
⚠注意	“取扱いを誤った場合、人が軽傷[*2]を負うことが想定されるか、または物的損害[*3]の発生が想定されること”を示します。

＊１： 重傷とは、失明やけが、やけど（高温・低温）、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るもの、および治療に入院や長期の通院を要するものをさします。
＊２： 軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さない、けが、やけど、感電などをさします。
＊３： 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットなどにかかわる拡大損害をさします。

【図記号の例】

図記号	図記号の意味
⃠ 禁　止	**“⃠”は、禁止（してはいけないこと）**を示します。 具体的な禁止内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
● 指　示	**“●”は、指示する行為の強制（必ずすること）**を示します。 具体的な指示内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
△ 注　意	**“△”は、注意**を示します。 具体的な注意内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

⚠警告

異常や故障のとき

■ **煙が出ている、変なにおいがするときは、すぐに電源プラグをコンセントから抜く**

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。
煙が出なくなるのを確認し、お買い上げの販売店にご連絡ください。

■ **画面が映らない、音が出ないときは、すぐに電源プラグをコンセントから抜く**

そのまま使用すると、火災の原因となります。
お買い上げの販売店に、点検をご依頼ください。

⚠警告

異常や故障のとき　つづき

■ 内部に水や異物がはいったら、すぐに電源プラグをコンセントから抜く

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。
お買い上げの販売店に、点検をご依頼ください。

■ 落としたり、キャビネットを破損したりしたときは、すぐに電源プラグをコンセントから抜く

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。
キャビネットが破損したままで取り扱うと、けがのおそれがあります。
お買い上げの販売店に、点検・修理をご依頼ください。

■ 電源コードや電源プラグが傷んだり、発熱したりしたときは、本体の電源ボタンを押して電源を切り、電源プラグが冷えたことを確認し、コンセントから抜く

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。
電源コードや電源プラグが傷んだら、お買い上げの販売店に交換をご依頼ください。

設置するとき

■ 本機はコンセントから電源プラグが抜きやすいように設置する

万一の異常や故障のとき、または長期間使用しないときなどに役立ちます。

■ 屋外や浴室など、水のかかるおそれのある場所には置かない

火災・感電の原因となります。

■ ぐらつく台の上や傾いた所など、不安定な場所に置かない

テレビが落ちて、けがの原因となります。
水平で安定したところに据え付けてください。
テレビ台を使用するときは、その取扱説明書もよくお読みください。

■ 振動のある場所に置かない

振動でテレビが移動・転倒し、けがの原因となります。

安全上のご注意 つづき

⚠警告

設置するとき つづき

■ **電源プラグは交流100Vコンセントに根元まで確実に差し込む**

- 交流100V以外を使用すると、火災・感電の原因となります。
- 差し込みかたが悪いと、発熱によって火災の原因となります。
- 傷んだ電源プラグ、ゆるんだコンセントは使わないでください。

■ **上に物を置いたり、ペットをのせたりしない**

- 金属類や、花びん・コップ・化粧品などの液体、ペットの尿・体毛などが内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。
- 重いものなどが置かれて落下した場合、けがの原因となります。

■ **壁に取り付けて使用する場合、壁掛工事は、お買い上げの販売店に依頼する**

工事が不完全だと、けがの原因となります。

■ **転倒・落下防止の処置をする**

転倒・落下防止の処置をしないと、テレビの転倒・落下によってけがなどの危害が大きくなります。
転倒防止のしかたは 21 ～ 22 をご覧ください。

使用するとき

■ **修理・改造・分解はしない**

内部には電圧の高い部分があり、感電・火災の原因となります。
内部の点検・調整および修理は、お買い上げの販売店にご依頼ください。

■ **電源コード・電源プラグは、**

- **傷つけたり、延長するなど加工したり、加熱したり（熱器具に近づけるなど）しない**
- **引っ張ったり、重いものを載せたり、はさんだりしない**
- **無理に曲げたり、ねじったり、束ねたりしない**

火災・感電の原因となります。

■ **異物を入れない**

通風孔などから金属類や紙などの燃えやすいものが内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。
特にお子様にはご注意ください。

⚠警告

使用するとき つづき

■ **雷が鳴りだしたら、テレビ・電源コード・アンテナ線および本機に接続した機器やケーブル・コードに触れない**

感電の原因となります。

禁 止

■ **包装に使用しているビニール袋でお子様が遊んだりしないように注意する**

かぶったり、飲み込んだりすると、窒息のおそれがあります。
万一、飲み込んだ場合は、直ちに医師に相談してください。

指 示

お手入れについて

■ **ときどき電源プラグを抜いて点検し、刃や刃の取付け面にゴミやほこりが付着している場合は、きれいに掃除する**

電源プラグの絶縁低下によって、火災の原因となります。

指 示

⚠注意

設置するとき

■ **温度の高い場所に置かない**

直射日光の当たる場所やストーブのそばなど、温度の高い場所に置くと火災の原因となることがあります。
また、キャビネットの変形や破損などによって、感電の原因となることがあります。

禁 止

■ **湿気・油煙・ほこりの多い場所に置かない**

加湿器・調理台のそばや、ほこりの多い場所などに置くと、火災・感電の原因となることがあります。

禁 止

■ **通風孔をふさがない**

通風孔をふさぐと内部に熱がこもり、火災の原因となることがあります。

- 壁に押しつけないでください。（10cm以上の間隔をあける）
- 押し入れや本箱など風通しの悪い所に押し込まないでください。
- テーブルクロス・カーテンなどを掛けたりしないでください。
- じゅうたんや布団の上に置かないでください。
- あお向け・横倒し・逆さまにしないでください。

禁 止

安全上のご注意 つづき

⚠注意

設置するとき つづき

■ 移動したり持ち運んだりする場合は、

- **包装箱から出すとき、持ち運ぶときは、2人以上で取り扱う**
  ひとりで取り扱うと、からだを痛めたり、テレビを落としてけがをしたりする原因となることがあります。
- **離れた場所に移動するときは電源プラグ・アンテナ線・機器との接続線および転倒防止をはずす**
  はずさないまま移動すると、電源コードが傷つき火災・感電の原因となったり、テレビが転倒してけがの原因となったりすることがあります。
- **車(キャスター)付きのテレビ台に設置している場合、移動させるときは、キャスターの固定を解除し、テレビを支えながら、テレビ台を押す**
  テレビを押したり、テレビを支えていなかったりすると、テレビが落下してけがの原因となることがあります。
- **衝撃を与えないように、ていねいに取り扱う**
  テレビが破損してけがの原因となることがあります。

使用するとき

■ 車(キャスター)付きのテレビ台に設置する場合は、キャスターが動かないように固定する

固定しないとテレビ台が動き、けがの原因となることがあります。
畳やじゅうたんなど柔らかいものの上に置くときは、キャスターをはずしてください。キャスターをはずさないと、揺れたり、傾いたりして倒れることがあります。

■ テレビ台を使用するときは、

- **不安定な台を使わない**
- **片寄った載せかたをしない**
- **テレビ台のトビラを開けたままにしない**

倒れたり、破損したり、指をはさんだり、引っ掛けたりして、けがの原因となることがあります。特にお子様にはご注意ください。

■ コンセントや配線器具の定格を超える使いかたはしない

タコ足配線をしないでください。
火災・感電の原因となることがあります。

■ 電源プラグを抜くときは、電源コードを引っ張って抜かない

電源コードを引っ張って抜くと、電源コードや電源プラグが傷つき火災・感電の原因となることがあります。
電源プラグを持って抜いてください。

⚠注意

使用するとき つづき

■ ぬれた手で電源プラグを抜き差ししない

感電の原因となることがあります。

■ テレビやテレビ台にぶら下ったり、上に乗ったりしない

落ちたり、倒れたり、こわれたりしてけがの原因となることがあります。
特にお子様にはご注意ください。

禁　止
■ 旅行などで長期間使用しないときは、安全のため電源プラグをコンセントから抜く

万一故障したとき、火災の原因となることがあります。
本体やリモコンの電源ボタンを押して画面を消した場合は、本機への通電は完全には切れていません。本機への通電を完全に切るには、電源プラグをコンセントから抜いてください。

プラグを抜け
■ ヘッドホーンやイヤホーンを使用するときは、音量を上げすぎない

耳を刺激するような大きな音量で聞くと、聴力に悪い影響を与えることがあります。

禁　止
■ リモコンに使用している乾電池は、

- **指定以外の乾電池は使用しない**
- **極性表示⊕と⊖を間違えて挿入しない**
- **充電・加熱・分解したり、ショートさせたりしない**
- **火や直射日光などの過激な熱にさらさない**
- **表示されている「使用推奨期限」の過ぎた乾電池や、使い切った乾電池はリモコンに入れておかない**
- **種類の違う乾電池、新しい乾電池と使用した乾電池を混ぜて使用しない**

これらを守らないと、液もれ・破裂などによって、やけど・けがの原因となることがあります。
もれた液が目にはいったり、皮膚についたりすると、目や皮膚に障害を与えるおそれがあります。目や口にはいったり、皮膚についたりしたときは、きれいな水でよく洗い流し、直ちに医師に相談してください。
衣服についたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。
器具についたときは、液に直接触れないでふき取ってください。

禁　止

安全上のご注意 つづき

⚠注意

使用するとき つづき

■ **液晶テレビの画面をたたいたり、衝撃を加えたりしない**

ガラスが割れて、けがの原因となることがあります。
もしも、ガラスが割れて液晶(液体)がもれたときは、液晶に触れないでください。
もれた液が目にはいったり、皮膚についたりすると、目や皮膚に障害を与えるおそれがあります。目や口にはいったり、皮膚についたりしたときは、きれいな水でよく洗い流し、直ちに医師に相談してください。
衣服などについたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。
床や周囲の家具、機器などについたときは、液に直接触れないでふき取ってください。

お手入れについて

■ **お手入れのときは、電源プラグをコンセントから抜く**

感電の原因となることがあります。
お手入れのしかたは操作編の112☞をご覧ください。

■ **1年に一度は内部の清掃を、お買い上げの販売店にご相談ください**

本体の内部にほこりがたまったまま使用すると、火災や故障の原因となることがあります。
特に湿気の多くなる梅雨期の前に行うと効果的です。内部清掃費用については、お買い上げの販売店にご相談ください。

使用上のお願いとご注意

取扱いについて

- 本機をご使用中、製品本体で熱くなる部分がありますので、ご注意ください。
- 引越しなど、遠くへ運ぶときは、傷がつかないように毛布などでくるんでください。また、衝撃・振動をあたえないでください。
- 本機に殺虫剤など、揮発性のものをかけないでください。また、ゴムやビニール製品などを長時間接触させせないでください。変質したり、塗装がはげたりすることがあります。
- 電源プラグは非常時と長期間ご使用にならないとき以外は、常時コンセントに接続してください。（番組情報を取得するためです）
- 本機の近くにキャッシュカードなどの磁気カードやビデオテープなどを置かないでください。本機から出る磁気の影響でデータや録画内容などが損なわれる可能性があります。
- 本機から「ジー」という液晶パネルの駆動音が聞こえる場合がありますが、故障ではありません。
- 外部入力（ビデオ入力1～2、HDMI入力1～4）の映像や音声には若干の遅れが生じます。以下の場合にはこの遅れによる違和感を感じることがあります。
  - ゲーム、カラオケなどを接続して楽しむ場合
  - DVDやビデオなどの音声を直接オーディオ機器に接続して視聴する場合

本機を廃棄、または他の人に譲渡するとき

- 「すべての初期化」71をして、暗証番号や双方向サービスの情報（住所・氏名、ポイント数などの利用者個人の情報）なども含めて、初期化することをおすすめします。
- B-CAS（ビーキャス）カードの登録廃止、登録名義変更などについては、（株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズにお問い合わせください。
  お問い合わせ先：
  カスタマーセンター　TEL.0570-000-250
- **廃棄時にご注意願います**
  家電リサイクル法では、ご使用済の液晶テレビを廃棄する場合は、収集・運搬料金、再商品化等料金（リサイクル料金）をお支払いの上、対象品を販売店や市町村に適正に引き渡すことが求められています。

3D2D変換表示について

- 本機は、3D専用コンテンツを使用者の選択操作によって通常の映像（2D映像）として家庭内で視聴できるようにする変換機能を備えています。
- この変換は本機に搭載された当社独自の技術によって機械的に行われるものであり、3D専用コンテンツの提供者によって変換されたものではありません。
- この機能は、本機の使用者が個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむためのものです。個人が私的に撮影した3D映像以外のコンテンツを2D映像に変換して視聴する場合は、著作者その他の権利者に十分に配慮し、ご家庭内での個人的な使用の範囲を超えて、不特定または多数の人に視聴させることがないようにご注意ください。

録画・録音について

- 本機に接続した機器に録画・録音する際は、事前に試し録画・録音をして、正しくできることを確かめておいてください。
- 著作権保護のため、コピーが禁止されている番組は録画をすることはできません。また、著作権保護のため、1回だけ録画が許された番組は、録画した番組をさらにコピーすることはできません。
- あなたが録画・録音したものは、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ以外は、著作権法上、権利者に無断では使用できません。録画・録音したものを個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ以外に権利者の許諾なく、複製・改変したり、インターネットなどで送信・掲示したりすることは著作権法上禁止されています。以下の行為なども、原則として著作権法上保護された権利を侵害することになりますのでご注意ください。
  - 録画した番組を自分のホームページで見られるようにする。
  - 録画した番組をメールやメッセンジャーサービスなどで他人に送る。
  - 番組を録画したビデオテープやDVDなどの媒体を営利の目的で、または不特定もしくは多数の人に貸す。

  著作権法に違反すると刑事処罰を受ける場合もありますので自己責任のもとでご利用ください。なお、著作権法違反によって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

免責事項について

- 地震・雷などの自然災害、火災、第三者による行為、その他の事故、使用者の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本製品の使用または使用不能から生じる付随的な損害（事業利益の損害、事業の中断、視聴料金の損失など）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 取扱説明書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 録画・録音機器に正しく記録（録画、録音など）できなかった内容または変化・消失した内容の補償、および付随的な損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 他の接続機器との組合せによる誤動作や動作不能、誤操作などから生じた損害（録画機器などの故障、録画内容の変化・消失など）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 誤操作や、静電気などのノイズによって本機に記憶されたデータなどが変化・消失することがあります。これらの場合について、当社は一切の責任を負いません。
- 故障・修理のときなどに、データ放送の双方向サービスなどで本機に記憶された利用者の登録情報やポイント情報などの一部あるいはすべてが変化・消失した場合の損害や不利益について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

たいせつなお知らせ

アナログ放送について

- 本機はアナログ放送（地上放送、衛星放送、CATV放送）には対応しておりません。

デジタル放送の番組情報取得について

- **番組情報を取得するために、「省エネ設定」の「番組情報取得設定」** 70 **を「取得する」にして、毎日2時間以上本機の電源を「切」または「待機」にしておくことをおすすめします。**
  - デジタル放送では、番組情報（番組名や放送時間など）が放送電波の中にはいって送られてきます。
    本機は、電源が「切」または「待機」のときに番組情報を自動的に取得して、番組表表示や番組検索、予約などに使用します。電源が「入」のときにも番組情報は取得しますが、視聴中のデジタル放送以外の放送の番組情報は取得できない場合があります。（デジタル放送の種類や本機のご使用状態によって、取得できる内容は異なります）
  - 電源プラグを抜いている場合、および「番組情報取得設定」を「取得しない」に設定している場合には、番組情報は取得できません。番組情報が取得できていない場合には、番組表が正しく表示されなかったり、番組検索や録画予約などができなかったりすることがあります。

同梱のB-CAS（ビーキャス）カードについて

- B-CASカードはデジタル放送の受信に必要です。常に本体に挿入しておいてください。 23
- B-CASカードの登録や取扱いの詳細については、カードが貼ってある説明書をご覧ください。
- カードの破損、紛失、盗難などの場合、および本機の廃棄などでカードが不要となった場合などは、（株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズにご連絡ください。（お問い合わせ先：カスタマーセンター　TEL.0570-000-250）

デジタル放送の録画について

- 市販のUSBハードディスクを本機に接続すれば、本機で受信したデジタル放送を録画することができます。（本機で録画したUSBハードディスクの録画番組は、本機でのみ再生することができます）
- 地上デジタル／BSデジタルテレビ放送局は、著作権保護のために電波に「1世代のみ録画可能」や「コピー 9回＋ムーブ1回（ダビング10）」のコピー制御信号を加えて放送しています。（2011年2月現在）
- 「1世代のみ録画可能」の番組は、録画したものをコピーすることはできません。
- 「ダビング10」のデジタル放送番組で以下のことができます。（他の録画機器での録画やダビングなどの制限については、録画機器の取扱説明書をご覧ください）
  - USBハードディスクから、DTCP-IP対応サーバーへコピー９回＋ムーブ１回ができます。ムーブ（移動）完了後は、ムーブした番組はムーブ元のハードディスクから自動的に削除されます。

  ※ 別のUSBハードディスクにはムーブだけができます。

HDMI連動機能について

- 推奨機器以外の機器を本機のHDMI入力端子に接続した場合に、本機がHDMI連動対応機器として認識し、一部の連動操作ができることがありますが、その動作については保証いたしかねます。 58

インターネット機能について

- インターネットの利用には、ADSL、ケーブルテレビなどのインターネット回線事業者および接続業者（プロバイダー）との契約が必要です。契約、費用などについては、お買い上げの販売店または接続業者などにご相談ください。
- 本機でインターネットが使用できるのは、イーサネット通信のみです。ダイヤルアップやISDNなどには対応していません。
- 回線の接続環境や接続先のサーバーの状況などによっては、正しく動作しない場合があります。
- Webサイトによっては、本機の仕様が対応していない場合があり、映像、文字などが正しく表示されない、または正しく動作しないことがあります。
- 本機のブロードバンド機能は基本的な閲覧機能だけに対応しています。メール機能やインターネット上のプラグインソフト（FlashやJavaなど）の機能には対応していません。また、今後の新技術にも対応できない場合があることを、あらかじめご了承ください。

インターネットの閲覧制限機能について

- 本機には、青少年を有害サイトから保護することを意図した閲覧制限機能が組み込まれています。青少年のお子様などがいらっしゃるご家庭では、この閲覧制限機能を利用することをおすすめします。
- 閲覧制限機能を利用する場合は、「暗証番号設定」 64 の手順で暗証番号を設定のうえ、「インターネット制限設定」 65 をしてください。設定された制限レベル以上のサイトにアクセスできないようにする方法と、暗証番号を入力しないとインターネット機能が使用できないようにする方法の2種類の閲覧制限機能があります。

お問い合わせ先について

- 受信契約など放送受信については、各放送事業者にお問い合わせください。（同梱の冊子「ファーストステップガイド」をご覧ください）

取扱説明書（本書および別冊の操作編）について

- 記載されているテレビ画面表示は、実際に表示される画面と文章表現などが異なる場合があります。画面表示については実際のテレビ画面でご確認ください。
- 受信画面の図などに記載されている番組名などは架空のものです。
- 記載されている機能の中には、放送サービス側がその運用をしていない場合には使用できないものがあります。
- 画面に表示されるアイコン（絵文字や絵記号）については、「アイコン一覧」（操作編 107）をご覧ください。
- 本書および別冊の操作編、画面表示、リモコンの操作ボタン名などでは、以下の略語を使用しています。

略　語	意　味
デジタル放送、放送	地上デジタル放送、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送
地上デジタル、地デジ	地上デジタル放送
BS	BSデジタル放送
110度CS、CS	110度CSデジタル放送

ソフトウェアの更新について

- お買い上げ後、より快適な環境でお使いいただくために、本機内部のソフトウェア（制御プログラム）を更新する場合があります。
  本機の自動ダウンロード機能を「する」の状態に設定しておくと、放送電波で送られる更新用のソフトウェアを本機が受信し、自動的にソフトウェアを更新することができます。（お買い上げ時は、「する」の状態に設定されています）
  ソフトウェアの更新や自動ダウンロードについては、操作編の 105 をご覧ください。

インターネットで情報を・・・

- ホームページに最新の商品情報やサービス・サポート情報、その他のお知らせなどを掲載しておりますので、ご覧ください。
  ■ www.toshiba.co.jp/regza
  ※ 上記アドレスは予告なく変更される場合があります。その場合は、お手数ですが東芝総合ホームページ(www.toshiba.co.jp)をご覧ください。
- 東芝総合ホームページからもさまざまな情報を提供しています。

放送、通信サービスについて

- 放送や通信サービス（インターネットを利用した映像配信サービス、その他の放送・通信サービスなど）は、予告なしに、放送事業者や通信事業者などによって一時的に中断されたり、内容が変更されたり、サービス自体が終了されたりする場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

各部のなまえ

- 製品イラストは42Z2です。他の機種はイメージが多少異なります。
- 詳しくは☞内のページをご覧ください。(代表的なページを示しています)

前面

背面

左側面操作部と背面入出力端子

B-CAS挿入口 23
- B-CASカードを差し込みます。

ビデオ入力1端子 54
- 映像機器を接続します。

SD挿入口 57
- SDメモリーカードを差し込みます。

ビデオ入力2端子 54
- 映像機器を接続します。

音声出力(固定/可変)端子 55
- アナログ音声入力端子を備えたオーディオ機器などに接続します。

USB端子 57
- USB機器を接続します。

USB(録画専用)端子 42
- USBハードディスクを接続して録画・再生ができます。

ヘッドホーン端子
- ヘッドホーンで聴くときに、プラグをここに差し込みます。

HDMI3アナログ音声入力端子 54
- HDMI入力3端子に接続した機器からアナログ音声を入力する場合に使います。

HDMI入力1～4端子 54 56
- 映像機器やHDMI連動対応のオーディオ機器を接続します。

LAN端子 49 59
- ホームネットワークやインターネットに接続します。

光デジタル音声出力端子 55
- オーディオ機器で音声を聴くときに使います。

BS・110度CSアンテナ入力端子 26
- 衛星放送を視聴する場合にBS・110度CS共用アンテナを接続します。

地上デジタルアンテナ入力端子 26
- 地デジ受信用のUHFアンテナを接続します。

電源 30
- 電源を「入」、「切」にします。

チャンネル ∧・∨
- チャンネルを順に切り換えます。

音量 ＋・－
- 音量を調節します。

入力切換(操作編 26)
- 入力を順に切り換えます。

放送切換(操作編 14)
- 放送の種類を切り換えます。

各部のなまえ つづき

リモコン

- この準備編に記載している操作で使用するリモコンのボタンと、そのおもな機能は以下のとおりです。(ボタンによっては、通常の操作時と機能の異なるものがあります)
- 詳しくは［ ☞］内のページをご覧ください。(代表的なページを示しています)

リモコン発光部 30☞
- 操作するとき、本体のリモコン受光部に向けます。

電源 30☞
- 電源の「入」、「待機」を切り換えます。

BS 36☞
- BSデジタル放送に切り換えます。

CS 36☞
- 110度CSデジタル放送に切り換えます。

ワンタッチ選局
- この準備編内では、文字、数字、記号の入力が必要な設定で使います。32☞

電池カバー 29☞
- 乾電池を入れるときに取りはずします。

チャンネル ∧・∨ 36☞
- チャンネルを順番に選びます。

クイック 35☞
- クイックメニューを表示させます。

▲・▼・◀・▶(カーソル) 31☞
- メニューから項目を選びます。

決定 31☞
- メニューで選んだ項目を決定します。

戻る
- 設定の途中で、前のメニュー画面に戻るときに使います。

終了
- 設定を終了してメニューを消します。

カラーボタン 39☞
- チャンネルスキップ設定やUSBハードディスクの設定などで使います。

設定(ふたの中) 31☞
- 設定メニューを表示させます。

ふた(開いた状態)
- 両側の突起部分(◌印)に指をかけて、矢印の方向へスライドさせて開きます。

デジタル放送の種類と特徴

● 本機は以下の3種類のデジタル放送を受信することができます。アナログ放送(地上放送、衛星放送、CATV放送)は受信できません。

地上デジタル放送

2003年12月から関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で開始され、2006年末までにその他の都道府県の県庁所在地で開始された、地上波のUHF帯を使用したデジタル放送です。今後も受信可能エリアは順次拡大されます。

放送のデジタル化に伴って、地上アナログ放送とBSアナログ放送は2011年7月24日までに終了することが、国の法令によって定められています。(本機は地上アナログ放送とBSアナログ放送は受信できません)

● これまでの地上アナログ放送と比べて、以下の特徴があります。
- **デジタルハイビジョン放送を中心とした高画質放送**
- **高音質放送、マルチチャンネルのサラウンド放送**
- **ゴーストのない鮮明な映像**
- **電子番組表(EPG)**
  放送電波で送られる番組情報で画面に番組表を表示させ、視聴番組を選んだり録画予約をしたりすることができます。
- **天気予報や番組案内などのデータ放送、番組に連動したデータ放送、視聴者参加型の双方向サービス**
  通常の番組に加えて、地域に密着したニュースや天気予報などのデータ放送があります。また、双方向サービスによるオンラインショッピングや、視聴者参加型のクイズ番組などもあります。

● **受信にはUHFアンテナを使用します。**
従来のUHF放送受信に使用していたUHFアンテナをそのまま使用できる場合と、交換または調整が必要な場合があります。

● **本機は「CATVパススルー対応」です。**
ケーブルテレビ局が再送信する地上デジタル放送を受信することができます。

BSデジタル放送

デジタル方式の放送衛星(Broadcasting Satellite:通称BS)を使用したデジタル衛星放送です。

● 地上デジタル放送と同様の特徴のほかに、以下の特徴があります。
- **日本全国どこでも同じ放送が楽しめます**
- **一部に視聴契約が必要な有料チャンネルがあります**
- **2種類のデータ放送(連動データ放送、独立データ放送)や双方向サービスがあります**

● 受信にはBS・110度CS共用アンテナを使用します。

110度CSデジタル放送

BSデジタル放送の衛星と同じ東経110度に打ち上げられている通信衛星(Communication Satellite:通称CS)を利用して、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズが運用しているデジタル衛星放送です。

● 以下の特徴があります。
- **さまざまなテレビ番組や専門チャンネル、データ放送などの多彩な放送があります**
- **多くのチャンネルで有料の視聴契約が必要です**

● 受信にはBS・110度CS共用アンテナを使用します。

● デジタル放送には以下の4種類の放送フォーマットがあります。

	デジタルハイビジョン放送(HD)		プログレッシブ放送(SD)	通常放送(SD)
放送フォーマット	1080i放送	720p放送	480p放送	480i放送
走査線の数	有効1080本	有効720本	有効480本	有効480本
走査の方式	飛越走査(インターレース)	順次走査(プログレッシブ)	順次走査(プログレッシブ)	飛越走査(インターレース)
画面サイズ	16:9	16:9	16:9	16:9、4:3

- 本機はすべての放送フォーマットをデジタル処理によって液晶パネルの画素数に合わせて表示します。
- ハイビジョン放送には1035iの放送信号もあります。1035iの放送信号を受信した場合は、画面上部が黒く表示されます。
- デジタルハイビジョン放送1番組と通常放送3番組程度を時間帯によって切り換えて放送する、マルチチャンネル放送もあります。

● 本機は衛星デジタルラジオ放送にも対応していますが、2011年2月現在は放送されておりません。

スタンドを取り付ける

● このページの内容は、付属の別紙「スタンド取付説明書」の内容と同じです。

⚠注意	■ 二人以上で作業する ひとりで作業をすると、身体を痛めたり、けがをしたりする原因になります。

● スタンドを取り付けるまでの間、テレビ本体は包装箱の中で立てた状態にしておいてください。倒した状態で置くと、誤ってテレビの上に物を落としたときなどに、破損するおそれがあります。
● プラスドライバーをご用意ください。電動ドライバーをご使用の場合、トルクはおよそ1.5N・m（15kgf・cm）に設定してください。
※ スタンドについている保護フィルムやテレビ本体に固定されている電源コードは、テレビの設置作業が終わってから取りはずすようにしてください。（図では省略しています）

ご使用いただきたいドライバー

プラスドライバー JIS 2番　直径6mm

1 スタンド組立用部品を確認する

● 以下の部品がそろっているか、ご確認ください。

2 支柱ヘッドからカバーを取りはずす

3 支柱ヘッドを台座にネジ(大)4個で取り付ける

● ネジはしっかりと締めてください。

4 本体をスタンドに載せる

※ ネジで固定するまでの間、不意の転倒・落下を防ぐために本体を支えてください。

5 本体とスタンドをネジ(小)5個で固定する

● ネジはしっかりと締めてください。

6 手順2で取りはずしたカバーを取り付ける

● 取りはずしたときと逆の要領で取り付けます。

テレビを設置する

● 設置の前に「安全上のご注意」6 ～ 12 を必ずお読みください。

⚠ 警告	■ 本機はコンセントから電源プラグが抜きやすいように設置する 万一の異常や故障のとき、または長期間使用しないときなどに役立ちます。
	■ 転倒･落下防止の処置をする 地震などでのテレビの転倒・落下によるけがなどの危害を軽減するために、転倒・落下防止の処置をしてください。

正しい置きかた

■ 丈夫で水平な安定した所に設置してください

■ テレビ台を使用する場合

● テレビ台の取扱説明書をご覧ください。

■ 周囲からはなして置いてください

● 通風孔をふさがないように本機の上および周囲に10cm以上の空間を設けてください。

転倒・落下防止のしかた

● 転倒・落下防止器具を取り付ける台や壁の強度によっては、転倒・落下防止効果が大幅に減少します。その場合は、適当な補強を施してください。以下に記載した転倒・落下防止のしかたは、けがなどの危害の軽減を意図したものですが、すべての地震に対してその効果を保証するものではありません。

おすすめの転倒・落下防止方法

● スタンド背面の転倒防止用金具を設置面まで下げ、付属のネジで設置面にしっかりと固定します。
● 材質のしっかりした、十分に厚い場所に固定してください。
※ 固定後は、本機を押したり、持ち上げたりしないでください。破損の原因になります。

● 他のデジタル機器や電子レンジなどから出る電磁波によって、本機の映像が乱れたり、雑音が出たりする場合があります。相互に影響しない位置に設置してください。

テレビを設置する つづき

その他の転倒・落下防止方法

転倒防止用バンドを使用して固定するとき

- スタンド背面の転倒防止用バンドを後方に回転させ、設置する台の確実に支持できる背面に付属のネジで固定してください。

※ 後方には倒れることがあります。固定後は台を壁などに近づけて設置し、小さなお子様がはいれないようにしてください。

壁または柱などに固定するとき

- スタンド背面の転倒防止用フックと付属のクリップを使用し、確実に支持できる壁または柱などを選び、丈夫なひもで固定してください。
- クリップはスタンド背面の転倒防止用フックと同じくらいの高さの場所に付属のネジで取り付けてください。

※ 針金や鎖など金属製のものは、瞬間的な衝撃に対する柔軟性が乏しく、本機や柱などの取付部分が破損する原因になりますので使用しないでください。

※ 移動するときは、ひもをはずしてください。

本機を見やすい角度に調整するとき

- 本体が左右方向に約15°ずつ回転します。(前後方向には傾けられません)
- 見やすい角度に調整してお使いください。
  テレビの両側を支えて調整してください。片側だけを押したり引いたりすると、テレビが倒れたり、破損したりすることがあります。

B-CAS（ビーキャス）カードを挿入する

● **本機には2枚のB-CASカードが同梱されています。**

- それぞれ以下の用途に使用されます。2枚とも常に本機のB-CASカード挿入口に入れておいてください。（B-CASカード挿入口**1**に赤色のカード、挿入口**2**に青色のカードを入れます）
- お買い上げ時、B-CASカードは本体背面に貼付された袋の中にはいっています。
- 下の手順に記載されているB-CASカード挿入口の位置は右の図を参考にしてください。

本機に同梱されているB-CASカードの種類、役割

● 本機に同梱されているB-CASカードの種類、数量、役割などは以下のとおりです。（付属のカードは本機でご使用ください）

■ BS・CS（110度）・地上 共用カード（赤色のカード「赤カード」）

- BSデジタル放送、110度CSデジタル放送の受信に使用されます。
- 地上デジタル放送の2番組同時録画中は、地上デジタル放送の受信にも使用されます。
- 本機のご使用開始時にNHK受信確認メッセージが表示された際は、この赤カードの裏面に記載されているID（B-CASカード番号）を連絡してください。
- BSデジタル放送や110度CSデジタル放送の有料放送をご契約の際は、この赤カードのIDをご使用ください。（同梱のB-CASカードの説明書についている「加入申込書用バーコードシール」は、受信契約の際に加入申込書に貼ってください）
- 放送局からのお知らせや双方向サービスにこの赤カードのIDが使用されます。

■ 地上デジタル専用カード（青色のカード「青カード」）

- 地上デジタル放送の受信に使用されます。

B-CASカードを本機に挿入する

※ B-CASカードを抜き差しするときは、本機の電源を切ってください。

1 挿入口2に地上デジタル専用カード（青カード）を挿入する

- 図の向きにして、奥までしっかりと差し込みます。

2 挿入口1にBS・CS（110度）・地上共用カード（赤カード）を挿入する

- 図の向きにして、奥までしっかりと差し込みます。

アンテナを接続する

本機で受信できる放送と必要なアンテナ

本機で受信できる放送の種類

地上放送

● 各地の放送局や中継局から放送電波が送られてきます。

● 地上デジタル放送

※ 地上アナログ放送は受信できません。

衛星放送

● 放送衛星から放送電波が送られてきます。
日本国内の各地で同じ放送が受信できます。

● BSデジタル放送

● 110度CSデジタル放送

※ BSアナログ放送やスカイパーフェクTV!は、本機では受信できません。

受信に必要なアンテナの種類

地上放送

● UHFアンテナ
地上デジタル放送

※ 地上アナログ放送受信に使用していたUHFアンテナの場合、交換や方向調整などが必要になることがあります。

衛星放送

● BS･110度CS共用アンテナ
BSデジタル放送と110度CSデジタル放送

※ BSアナログ放送用のBSアンテナではBSデジタル放送を受信できないことがあります。
※ BSアンテナやスカイパーフェクTV!用のアンテナでは、110度CSデジタル放送を受信することはできません。

ケーブルテレビ(CATV)について

ケーブルテレビ放送 (CATV)

● 放送電波が1本のケーブルで加入者宅まで届けられるので、アンテナが不要です。

※ 本機は地上デジタル放送の「CATVパススルー方式(全帯域)」に対応しています。
ケーブルテレビ局が、放送局から送信される地上デジタル放送電波をパススルー方式で再送信していれば、本機で地上デジタル放送を見ることができます。
※ ケーブルテレビ局がトランスモジュレーション方式で再送信しているBS･CSデジタル放送などを見るには、専用のホームターミナル(STBとよばれることがあります)が必要です。詳しくはケーブルテレビ会社にお問い合わせください。
※ ケーブルテレビのアナログ放送は受信できません。(ホームターミナルからのビデオ出力は視聴できます)

お願いとご注意

※ **アンテナ工事には技術と経験が必要です。アンテナの設置・調整については、お買い上げの販売店にご相談ください。**

- **アンテナや接続に必要なアンテナ線(同軸ケーブル)、混合器、分波器、分配器などは付属されておりません。**
  機器の配置や端子の形状、受信する放送の種類(電波の種類)などに合わせて適切な市販品を別途お買い求めください。

- **F型コネクターがネジ式のアンテナ線をおすすめします。**
  差込式のものを使用する場合は、本機のアンテナ端子のネジ部分と確実に接触するものをご使用ください。接触が悪いと、受信できなかったり、ときどき映らなくなったりすることがあります。

ネジ式の例　差込式の例

※ 平行フィーダー線は受信障害の原因になることがあるので、使用しないでください。

平行フィーダー線

- **壁のアンテナ端子はネジ式の端子が突き出たタイプをおすすめします。** 平行フィーダー用のアンテナ端子①や接続部分がむき出しのアンテナ端子②は、受信障害の原因になることがあります。交換については、電気店などにご相談ください。

- **アンテナ線のF型コネクターは、ゆるまない程度に手で締めつけてください。** 工具などで締めつけすぎると、壁のアンテナ端子や本機内部が破損するおそれがあります。

- **F型コネクターのピンが曲がっていないか確認してください。** 曲がったままで接続すると、折れたり、ショートしたりすることがあります。

- 同軸ケーブルにF型コネクターを取付加工する場合は、**芯線とアース線(網線)がショートしないようにしてください。**

- **アンテナを接続するときは必ず本機の電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。**

アンテナ接続ガイド

- 視聴条件に合わせて以下の該当ページをご覧ください。

アンテナをテレビだけに接続する

アンテナをテレビと録画機器に接続する

アンテナを接続する つづき

アンテナをテレビだけに接続する

地上放送だけを見る場合

衛星放送も見る場合

壁のアンテナ端子が一つの場合

- 地上放送と衛星放送の電波が混合されて壁のアンテナ端子に届いている場合は、以下のように接続します。
- マンションなどでの共聴システムの場合は、視聴できる放送の種類についてマンションなどの管理会社にご確認ください。
- BS・110度CS共用アンテナは電源を必要とします。
BS・CS/UV混合器や分波器は、本機のBS・110度CSアンテナ入力端子からアンテナ電源が供給できるように、電流通過型のものが必要になります。

※ マンションなどでの共聴システムの場合は、本機からBS・110度CS共用アンテナ用の電源を供給する必要はありません。(「はじめての設定」31 のあとで「BS・110度CSアンテナ電源供給」を「供給しない」に設定してください。詳しくは 36 をご覧ください)

ケーブルテレビ放送(CATV)を見る場合

- ケーブルテレビ局から地上デジタル放送の電波がパススルー方式で再送信されている場合、ホームターミナルのケーブル出力端子(端子名は例です)と本機のVHF/UHFアンテナ入力端子を接続すれば地上デジタル放送が見られます。
- ケーブルテレビ局が独自の方式で送信している放送を見るには、ホームターミナルの映像・音声出力端子などと本機のビデオ入力端子を接続します。(視聴する番組は、ホームターミナルで選びます)

※ **本機のビデオ入力端子やHDMI入力端子に接続して見る番組では、本機の番組表機能や録画機能、予約機能などは使用できません。**

ホームターミナルから地デジの電波が出ないとき

- ケーブル出力端子に地デジの再送信電波が出力されないホームターミナルの場合は、UHFに対応した市販の分配器を使用して、以下のように接続してください。

- ホームターミナルを使用しない場合は、壁のCATV端子と本機の地上デジタルアンテナ入力端子をアンテナ線で直接接続します。

アンテナを接続する つづき

アンテナをテレビと録画機器に接続する

録画機器を経由する場合

● 録画機器のBS・110度CSアンテナ電源が供給される設定になっていることを確認してください。詳しくは、録画機器の取扱説明書をご覧ください。

テレビが映らないとき

● 「はじめての設定」 31 をしてもテレビが映らない、または映りが悪いような場合は、録画機器を経由しないで本機に直接接続してみてください。改善される場合、本機の問題ではありません。
- 右記の「テレビと録画機器に分配するとき」もお試しください。
- 録画機器の電源プラグが抜けていると、アンテナ出力端子に電波が出力されない場合があります。

● 症状が改善されない場合は、「テレビが正しく映らないとき」 35 をご覧ください。

テレビと録画機器に分配する場合

● 録画機器にアンテナ出力端子がない場合や、録画機器やテレビが複数ある場合などは、分配器を使って接続することもできます。分配器は「全端子通電型」をご使用ください。
● 録画機器を経由するとテレビがよく映らない場合などにもこの接続をお試しください。

● 録画機器で受信した番組や録画した番組を見るための接続については、「映像機器を接続する」 54 をご覧ください。

リモコンの準備をする

⚠注意

■ リモコンに使用している乾電池は、

- 指定以外の乾電池は使用しない
- 極性表示⊕と⊖を間違えて挿入しない
- 充電・加熱・分解したり、ショートさせたりしない
- 火や直射日光などの過激な熱にさらさない
- 表示されている「使用推奨期限」の過ぎた乾電池や、使い切った乾電池はリモコンに入れておかない
- 種類の違う乾電池、新しい乾電池と使用した乾電池を混ぜて使用しない

これらを守らないと、液もれ・破裂などによって、やけど・けがの原因となることがあります。
もれた液が目にはいったり、皮膚についたりすると、目や皮膚に障害を与えるおそれがあります。目や口にはいったり、皮膚についたりしたときは、きれいな水でよく洗い流し、直ちに医師に相談してください。衣服についたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。器具についたときは、液に直接触れないでふき取ってください。

乾電池を入れる

- 単四形乾電池R03またはLR03を2個ご使用ください。
  お買い上げ時は単四形乾電池R03が2個付属されています。

● カバーをはずし、乾電池を入れる

① カバーをはずすときは、カバー下部のツメをカバー上部方向に押しながらすくい上げます。
② 極性表示⊕と⊖を確かめて、間違えないように入れます。

- カバーを閉めるときは、カバー上部の突起をリモコン本体のみぞに差し込んで、パチンと音がするまでカバー下部を押し込みます。

リモコンコードについて

- 本機のリモコンは、リモコンコードの切換えができます。68☞
- お買い上げ時は「リモコンコード1」に設定されています。

※「リモコンコード2」に設定して使用していた場合、電池交換などでリモコンから乾電池を取りはずすと「リモコンコード1」に戻ることがありますので、ご確認ください。

■ 乾電池について
- 乾電池の寿命はご使用状態によって変わります。リモコンが動作しにくくなったり、操作できる距離が短くなったりしたら2個とも新しい乾電池と交換してください。
- 使用済の乾電池は、地方自治体またはお住まいの地域で定められた規則に従って廃棄してください。

電源プラグを差し込み、電源を入れる

● アンテナの接続が終わったら、本機の電源を入れます。

1 電源プラグをコンセントに差し込む

● 電源プラグは交流100Vコンセントに根元まで確実に差し込んでください。

2 本体の電源ボタンを押す

● 電源がはいり、本体前面の「電源」表示が緑色に点灯します。
● もう一度本体の電源ボタンを押すと、電源が「切」になり、「電源」表示が消灯します。

はじめて電源を入れたとき

● 「はじめての設定」の画面が表示されます。
次ページ以降の手順に従って設定してください。

リモコンで電源を入/待機にするには

● 電源「入」のときにリモコンの電源を押すと「待機」になり、「電源」表示が赤色に点灯します。
● 「待機」のときにリモコンの電源を押すと電源がはいり、「電源」表示が緑色に点灯します。

※ **本体の電源ボタンで電源を切っているときは、リモコンで電源を入れることはできません。**
電源が「切」のときは、「電源」表示が消えています。

リモコンの使用範囲について

● リモコンは、本体のリモコン受光部に向けて使用してください。
● リモコン受光部に強い光を当てないでください。強い光が当たっていると、リモコンが動作しないことがあります。
● リモコン受光部とリモコンの間に障害物を置かないでください。動作しなかったり、動作しにくくなったりします。

● リモコン受光部から
距離……5m以内
角度……左右30°以内、上下20°以内
※ リモコン発光部は二ヵ所あり、リモコンを立てた状態でも操作できます。

■リモコンについて
●落としたり、振りまわしたり、衝撃などを与えたりしないでください。
●水をかけたり、ぬれたものの上に置いたりしないでください。
●分解しないでください。
●高温になる場所や湿度の高い場所に置かないでください。

テレビを見るための各種設定をする

メニュー操作手順の表記について

- 目的のメニューが表示されるまでの手順を簡略化して記載しています。右記の手順*1*の場合、以下の手順内容を簡略表記しています。
  1. 設定（ふたの中）を押す
  2. ▲·▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  3. ▲·▼で「はじめての設定」を選んで、決定を押す
- 設定終了後にメニューを消す操作の説明を省略しています。設定が終わったら、終了を押してメニューを消してください。

「はじめての設定」の流れ

- テレビ放送を視聴できるようにするための基本的な設定をします。

B-CASカードの確認
2枚のB-CASカードが正しく挿入されているか確認します。

▼

地上デジタルチャンネル設定
お住まいの地域情報を設定することで、地上デジタル放送の受信チャンネルが自動設定されます。

▼

郵便番号設定
郵便番号を設定することで、お住まいの地域に密着したデータ放送（たとえば、地域の天気予報など）や緊急警報放送を視聴できるようになります。

▼

映像メニュー設定
いくつか用意されている映像メニューの中から選んで、お好みのメニューに設定します。

▼

音声メニュー設定
いくつか用意されている音声メニューの中から選んで、お好みのメニューに設定します。

B-CASカードの確認

※ B-CASカードが挿入されていないと「はじめての設定」ができません。あらかじめご確認ください。23

※ **はじめて電源を入れたときは、手順*1*の操作は不要です。**

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「はじめての設定」の順に進む

- 「はじめての設定」の説明画面が表示されます。

はじめての設定

ここでは、本機を使用するのに必要な設定を下記の順に行います。
アンテナの接続とB－CASカードが挿入されていることを確認してください。また、それぞれの設定方法は、各画面の説明および取扱説明書をご覧ください。

（1）B－CASカードの確認
（2）地上デジタルチャンネル設定
（3）郵便番号設定
（4）映像メニュー設定
（5）音声メニュー設定

2 画面の説明を読んで、決定を押す

- 「B-CASカードの確認」の画面が表示されます。

- 正しく挿入されていないなどの不具合がある場合は、メッセージが表示されます。その場合は、「B-CAS（ビーキャス）カードを挿入する」23を参照して、2枚のカードの挿入位置と向きが正しいか、奥まで挿入されているかなどを確認してください。

3 2枚とも「正常に動作しています」と表示されたら、▲·▼で「挿入完了」を選んで決定を押す

- B-CASカードの確認が終わると、「地上デジタルチャンネル設定」の説明画面が表示されます。

はじめての設定　　地上デジタルチャンネル設定

お客様の居住地域をもとに、地上デジタル放送の
チャンネルを設定します。放送ごとに地域設定が異なる場合は、
メニューのチャンネル設定で設定し直してください。

お知らせ

■「地上デジタルチャンネル設定」について

- 次ページの手順*8*（または37）の「初期スキャン」をすることで、地上デジタル放送の受信可能なチャンネルを本機が探し、リモコンの1～12に自動設定します。（「初期スキャン」をしないと、地上デジタル放送は受信できません）

■ 地方と地域の設定について

- チャンネルの自動設定は、「はじめての設定」の手順*5*～*7*で設定された地方、地域に基づいて行われます。
- チャンネル設定の地域は必ずしもお住まいの地域とは限らないため、地域に密着したデータ放送を視聴するために手順*10*で郵便番号を設定します。

テレビを見るための各種設定をする つづき

地上デジタルチャンネル設定

- 地上デジタル放送のチャンネルを設定します。同時にデータ放送の地域も設定されます。

4 画面の説明を読んで、決定を押す

- 地方を選ぶ画面が表示されます。

5 お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

はじめての設定　　地上デジタルチャンネル設定

お住まいの地方を選んでください。

北海道	東北	関東
甲信越	中部	近畿
中国	四国	九州・沖縄

6 お住まいの都道府県を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

はじめての設定　　地上デジタルチャンネル設定

お住まいの都道府県を選んでください。

茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都
神奈川県		

7 お住まいの地域を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

- お住まいの地域名が表示されないときは、近くの地域名を選びます。

8 画面の説明を読み、◀・▶で「はい」を選んで決定を押す

※ お住まいの地域で地上デジタル放送が運用されていない場合は、「いいえ」を選んでください。（わからない場合は、「はい」を選んでください）

例

はじめての設定　　地上デジタルチャンネル設定

地上デジタル放送の初期スキャンを行います。
地域は［関東／東京都］です。
地上デジタルの初期スキャンを行いますか？
はい　　いいえ
ここで初期スキャンをスキップした場合は、後ほどメニューの初期スキャンを行ってください。

- 初期スキャンが自動的に始まります。終了するまでしばらくお待ちください。（初期スキャンが終了すると手順9の画面が表示されます）
- 「いいえ」を選んだ場合は、手順10に進みます。

9 地上デジタル放送チャンネルの設定内容を確認し、決定を押す

- 画面は、リモコンのワンタッチ選局ボタンに設定された地上デジタル放送の放送局を一覧で示しています。

例

はじめての設定　　地上デジタルチャンネル設定

リモコン	チャンネル	放送局
1	テレビ	NHK総合・東京
2	テレビ	NHK教育・東京
3	テレビ	テレ玉
4	テレビ	日本テレビ
5	テレビ	テレビ朝日
6	テレビ	TBS
7	テレビ	テレビ東京
8	テレビ	フジテレビジョン
9	テレビ	TOKYO MX
10	―――	
11	―――	
12	テレビ	放送大学

- 「チャンネル」の欄の「テレビ」は、テレビ放送チャンネルが設定されたことを意味します。（データ放送チャンネルなどは設定されていません）

- 設定された内容を変更したい場合は、「はじめての設定」がすべて終了したあとで、「チャンネルをお好みに手動で設定する」38 の操作をしてください。
- 「地上デジタルチャンネル設定」が終わると、「郵便番号設定」の画面が表示されます。

郵便番号設定

- お住まいの地域に密着したデータ放送（地域の天気予報やニュースなど）を視聴するための設定です。
- 郵便番号を設定することで、地域が指定されます。

10 お住まいの地域の郵便番号を1～10(0)で入力し、決定を押す

- 「0」は10で入力します。
- 間違えて入力したときは、◀でカーソルを戻してからもう一度入力します。
- 郵便番号入力で、上3ケタを入力して決定を押すと残りの4ケタは自動的に「0」が入力されます。

例

- 「郵便番号設定」が終わると、「映像メニュー設定」の画面が表示されます。

映像メニュー設定

- 本機にはいくつかの「映像メニュー」が用意されています。メニューを選択したときに画面に表示される説明を読んで、お好みの映像メニューに設定してください。

11 お好みの映像メニューを▲·▼で選び、決定を押す

- 「映像メニュー設定」が終わると、「音声メニュー設定」の画面が表示されます。

音声メニュー設定

- 本機にはいくつかの「音声メニュー」が用意されています。メニューを選択したときに画面に表示される説明を読んで、お好みの音声メニューに設定してください。

12 お好みの音声メニューを▲·▼で選び、決定を押す

13 設定完了の画面が表示されたら、内容を確認して、決定を押す

例

- これで「はじめての設定」は終了です。

「はじめての設定」をやり直すとき

- 「はじめての設定」をしてもアンテナ接続の不具合などでテレビが映らなかった場合は、不具合の対処をしたあとで 31 の手順*1*からやり直すことができます。
- ワンタッチ選局ボタンのチャンネル設定を手動でお好みに設定したあとで「はじめての設定」をやり直すと、手動で設定した内容が消去されます。その場合は、もう一度手動設定をしてください。
- 県外への転居などで「はじめての設定」をやり直した場合は、データ放送用メモリーの割当画面が表示されることがあります。その場合は、「データ放送用メモリーの割当画面が表示されたら」41 を参照して設定してください。

例

- 「はじめての設定」のやり直しなどで、データ放送を視聴している状態で設定を変更した場合、放送によっては設定終了後そのままの状態では設定内容は反映されません。設定終了後に再度データ放送を選局し直してください。
- 「はじめての設定」をしても地上デジタル放送が映らない場合は、「テレビが正しく映らないとき」35 をご覧ください。

地デジ難視対策衛星放送を受信する場合

地デジ難視対策衛星放送について

- 地デジ難視対策衛星放送とは、地上デジタル放送が送り届けられない地区にお住まいの方に、テレビ放送を視聴いただけるように、暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組をご覧いただくものです。この放送は総務省の補助と放送事業者の負担によって、社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)が実施しています。
  - 視聴制御(スクランブル)をかけて対象地区を限定*した放送です。
  - 実施期間が2015年3月末までに限定された放送です。
  - 視聴できるのはNHKおよび地域民放と同系列の東京の放送局の番組です。
  - 地上デジタル放送と画質や利用できるサービスに違いがあります。(ハイビジョン画質ではなく標準画質となります。データ放送および双方向サービスは利用できません)

* この放送を利用できる対象地区は、総務省ホームページに公表されています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html

- ご利用やお申込みについてご不明な点は、以下の窓口にお問い合わせください。

地デジ難視対策衛星放送についてのお問い合わせ先

地デジ難視対策衛星放送受付センター
【電　　話】(通話料がかかります)
0570-08-2200
(045-345-0522)
【受付時間】9:00 ～ 18:00

※ 本機の取扱いについてご不明な点は、裏表紙記載の「東芝テレビご相談センター」にお問い合わせください。

本機の設定をする

- お買い上げ時、本機は地デジ難視対策衛星放送の視聴や番組表表示ができないようになっています。利用できるようにするには、以下の設定が必要です。
- 「地デジ難視対策衛星放送受付センター」への利用申込手続が完了した時点で視聴などができるようになります。**(手続完了前は設定をしても視聴などはできません)**

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「地デジ難視対策衛星放送」の順に進む

2 ▲·▼で「利用する」を選び、決定を押す

- 地デジ難視対策衛星放送番組の視聴や番組表表示ができるようになります。

テレビが正しく映らないとき

● **以下は代表的な事例です。別冊「操作編」の「困ったときは」もご覧ください。**

● 正しく受信できないデジタル放送のチャンネルで以下の操作をして、アンテナレベルの数値を確認してください。

※「はじめての設定」の手順**9**の画面で、ワンタッチ選局ボタンにチャンネルが全く設定されなかった場合は、地上デジタル放送で以下の操作をすることはできません。その場合は、次ページの手順で確認してください。

❶ **クイック を押し、▲·▼と 決定 で「その他の操作」⇨「アンテナレベル表示」の順に進む**

● アンテナレベルの画面が表示されます。

例

❷ **アンテナレベルを確認したら、 終了 を押す**

❸ **以下の確認や処置をする**

● アンテナレベルが低い場合は、アンテナが正しく接続されているかご確認ください。

● 症状が改善されない場合は、アンテナの交換や方向調整が必要になることがあります。お買い上げの販売店にご相談の上、次ページを参照して、アンテナレベルを確認しながらアンテナの方向を調整してください。

● 地上デジタル放送を視聴するために、ケーブルテレビ放送（CATV）やマンションなどの共聴システムをご利用の場合は、パススルー方式での地上デジタル放送受信に対応しているか、ご契約のケーブルテレビ会社や共聴システムの管理者にそれぞれお問い合わせください。

❹ **「初期スキャン」37 の操作をする（または「はじめての設定」をやり直す）**

アンテナを調整するとき

電波の強さ（受信強度）を確認する

- テレビが全く映らない、または画面が乱れるなどの場合は、以下の手順でアンテナレベルを確認してください。

地上デジタル用アンテナの場合

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「初期設定」⇨「アンテナ設定」⇨「地上デジタルアンテナレベル」の順に進む

2 ◀・▶で「伝送チャンネル」を選ぶ

- お住まいの地域の地上デジタル放送に使用されている伝送チャンネルを選んでください。（お買い上げの販売店などにお聞きください）
- ◀・▶を押すたびに以下のように切り換わります。
  VHF1～VHF12 ↔ UHF13～UHF62 ↔ CATV13～CATV62
- アンテナレベル（○印の数値）が推奨の数値以上になっているか確認してください。

例

BS・110度CS用アンテナの場合

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「初期設定」⇨「アンテナ設定」⇨「BS・110度CSアンテナレベル」の順に進む

2 BS または CS で放送の種類を選ぶ

3 チャンネル ∧/∨ でチャンネルを選ぶ

- 無料チャンネルまたは契約済チャンネルを選びます。
- アンテナレベルの数値が推奨の数値以上になっているか確認してください。

アンテナを調整するとき

- アンテナレベルが不足している場合は、「アンテナレベル」の画面を確認しながらアンテナの調整をしてください。

※ **高所での作業は危険です。アンテナの調整については、販売店にご相談ください。**

1 アンテナをゆっくり動かして、「アンテナレベル」の数値が最大となるように調整する

- アンテナレベルがふえると ↗ が表示され、減ると ↘ が表示されます。
- 画面のアンテナレベルの最大値を参考に、アンテナを固定したあとにレベル値が下がっていないことを確認してください。

2 アンテナを固定して、決定を押す

BS・110度CS用アンテナの電源供給の設定を変更する

- BS・110度CS用アンテナは電源を必要とします。
- お買い上げ時は、「供給する」に設定されています。
  マンションなどで、他の機器からアンテナに電源が供給されているときは、「供給しない」に設定します。

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「初期設定」⇨「アンテナ設定」⇨「BS・110度CSアンテナ電源供給」の順に進む

2 ▲・▼で「供給する」または「供給しない」を選び、決定を押す

- アンテナレベルの数値は、受信C/Nを換算したものです。（「受信C/N」とは放送電波と雑音電波の比を表すもので、電波の品質を知るときの目安となります）
- BS・110度CS用アンテナのレベル表示画面に「アンテナ線がショートしています。」のメッセージが表示された場合は、電源を切ってから電源プラグを抜き、ショートの原因を取り除いてからもう一度電源を入れてアンテナレベル表示の操作をしてください。
- 「BS・110度CSアンテナ電源供給」を「供給する」に設定した場合でも、本機の電源が「切」または「待機」のときは、番組情報の取得中や予約した番組の録画中、およびダウンロード中などの場合以外はアンテナ電源が供給されません。（BS・110度CSデジタル放送を録画機器単独で録画するときなどは、録画機器からアンテナ電源を供給する必要があります）

チャンネルを追加したり設定を変更したりするとき

チャンネルを自動で設定する

- 地上デジタル放送には以下の3種類のチャンネル自動設定機能があります。
  - **初期スキャン**……「はじめての設定」の手順**8**で行われる「初期スキャン」だけをやり直すことができます。
  - **再スキャン**………放送局がふえたなど、放送チャンネルに変更があったときに、ワンタッチ選局ボタンに設定できます。
  - **自動スキャン**……本機の電源が「切」や「待機」のときに自動的に探し、変更されたチャンネルがあればワンタッチ選局ボタンに自動で設定されます。

※ 初期スキャンをしていないと、再スキャンや自動スキャンはできません。

初期スキャンをするとき

- 受信可能なチャンネルを本機が探し、ワンタッチ選局ボタン（1～12）に放送の運用規定に基づいて設定します。
- 自動設定される内容は「地上デジタル放送の放送（予定）一覧表」（77☞～78☞）が目安となります。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「地上デジタル自動設定」⇨「初期スキャン」の順に進む**

- 画面の説明をよくお読みください。

2 **お住まいの地方を▲･▼･◀･▶で選び、決定を押す**

3 **お住まいの都道府県または地域を▲･▼･◀･▶で選び、決定を押す**

- 下図の画面が表示された場合は「データ放送用メモリーの割当て」41☞をしてください。

例

初期スキャン

放送局の数がデータ放送用のメモリーの数を超えています。
メモリーを割り当てたい放送局を９つ選んでください。

リモコン	放送局	受信状態	メモリー割当
☑ 11	テレ玉	○	あり
☑ 12	テレビ東京	○	あり
□ －－	ＮＨＫ総合・新潟	○	あり
□ －－	ＮＨＫ教育・新潟	○	あり
□ －－	ＢＳＮ	○	あり

選択した放送局の数：１２

4 **初期スキャン終了の画面が表示されたら、▲･▼で「はい」を選んで決定を押す**

5 **設定内容を確認したら、決定を押す**

再スキャンをするとき

- 新たに放送局が開局してチャンネルがふえた場合など、放送に変更があった場合は、「再スキャン」をすればチャンネルを追加設定することができます。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「地上デジタル自動設定」⇨「再スキャン」の順に進む**

- データ放送用のメモリー割当画面（左記手順**3**参照）が表示された場合は41☞をご覧ください。

2 **下図の画面が表示されたら、▲･▼でどちらかを選び、決定を押す**

- 画面の説明を読んで、1～12への設定方法を選びます。

3 **再スキャン終了の画面が表示されたら、▲･▼で「はい」を選んで決定を押す**

4 **設定内容を確認したら、決定を押す**

自動スキャンの設定を変えるとき

- お買い上げ時は「自動スキャンする」に設定されています。チャンネル設定の内容が自動変更されないようにする場合は、「自動スキャンしない」に設定してください。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「地上デジタル自動設定」⇨「自動スキャン」の順に進む**

2 **▲･▼で「自動スキャンする」または「自動スキャンしない」を選び、決定を押す**

チャンネルを追加したり設定を変更したりするとき つづき

チャンネルをお好みに手動で設定する

- お好みで、リモコンのワンタッチ選局ボタン(1～12)で選局するチャンネルを変更したり、空いているワンタッチ選局ボタンに設定を追加したりすることができます。
- はじめて地上デジタル放送のチャンネル設定をする場合は、前ページの「初期スキャン」をしてください。「初期スキャン」をしていない状態では「手動設定」はできません。

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「手動設定」の順に進む

- 放送の種類を選択する画面が表示されます。

2 設定するデジタル放送の種類を▲·▼で選び、決定を押す

3 設定するボタン(1～12)の番号を▲·▼で選び、決定を押す

- 図は手順2で「地上デジタル」を選んだ場合の例です。

例
4 ▲·▼で「チャンネル」を選び、◀·▶で受信チャンネルなどを選ぶ

例
- ◀·▶を押すと次のように切り換わります。
  - 「地上デジタル」の場合
    「テレビ」↔「データ」↔地デジのチャンネルを順に選択
  - 「BS」の場合
    「テレビ」↔「ラジオ」↔「データ」↔BSデジタルのチャンネルを順に選択
  - 「110度CS」の場合は放送メディア(テレビ/ラジオ/データ)の指定はできません。
  - ◀·▶を押し続ければ、チャンネルを速く切り換えることができます。

放送メディアを選んだ場合

- 放送メディア(テレビまたはデータまたはラジオ)を選んだ場合は、同じ放送局の複数のテレビ放送チャンネルまたは複数のデータ放送チャンネルまたは複数のラジオ放送チャンネルがまとめて設定されます。
- 以下の操作で放送局名を設定します。

❶ ▲·▼で「放送局」を選ぶ

❷ 設定したい放送局名を◀·▶で選ぶ

例 手順2で「地上デジタル」を選び、
手順3で「6」を選び、ここで「テレビ」を選んで「放送局」を「TBS」に設定すると、地上デジタル放送視聴時の操作で6を押すたびに、「TBS」の「テレビ」チャンネルが順次選局できます。

チャンネルを選んだ場合

- 手順3で選んだ番号のボタンに、ここで選んだチャンネルだけが設定されます。

※「放送局」の欄には選んだチャンネルの放送局名が表示されます(放送局名を変えることはできません)。

例 手順2で「地上デジタル」を選び、
手順3で「6」を選び、ここで「地デジ061」を選ぶと、地上デジタル放送視聴時の操作で6を押したときに061チャンネルだけが選局できます。

地デジ難視対策衛星放送を登録する場合

- 手順2で「BS」を選び、手順3で選んだ番号のボタンに、地デジ難視対策衛星放送のチャンネルを設定します。

例 手順3で「4」を選び、ここで「BS294」を選ぶと、地デジ難視対策衛星放送視聴時の操作で4を押したときに「日本テレビ」が選局できます。

※お買い上げ時に設定されていた「BS日テレ」のワンタッチ選局はできなくなります。

5 設定が終わったら▲·▼·◀·▶で「設定完了」を選び、決定を押す

※「設定削除」を選ぶと、そのボタンの設定を削除することができます。(「チャンネル」の欄が「－－－」の表示になります)

- 他のボタンの設定も変更する場合は、手順3～5を繰り返します。

- 2011年2月現在、ラジオ放送は行われておりません。ラジオ放送が運用された場合に、「ラジオ」が選択できるようになります。
- 手動設定をしたあとで、「初期スキャン」や「はじめての設定」をすると、手動設定をした内容が消えますので再度設定をしてください。

視聴しないチャンネルをスキップする

- チャンネル∧∨で選局するときに、視聴しないチャンネルを飛ばすことができます。
- 「スキップ」に設定したチャンネルは番組表（操作編 17 ）に表示されません。また、番組検索（操作編 21 ）の対象になりません。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「チャンネルスキップ設定」の順に進む**

- 放送の種類を選択する画面が表示されます。

2 **設定する放送の種類を▲·▼で選び、決定を押す**

3 **スキップ設定を変更したいチャンネルを▲·▼で選び、決定を押す**

例 チャンネルスキップ設定　地上デジタル

	チャンネル	放送局	スキップ
	地デジ011	NHK総合1・東京	受信
	地デジ012	NHK総合2・東京	受信
	地デジ021	NHK教育1・東京	受信
	地デジ022	NHK教育2・東京	スキップ
	地デジ023	NHK教育3・東京	スキップ
	地デジ031	テレ玉1	受信

手順2で「地上デジタル」を選んだ場合

- 決定を押すたびに「受信」⇔「スキップ」と交互に切り換わります。
- デジタル放送の放送メディア（テレビ／ラジオ／データ）を変えるときは 青 を押します。
- 他のチャンネルの設定をする場合は、手順3の操作を繰り返します。（違う放送のチャンネルを設定する場合は 戻る を押し、手順2から操作してください）

受信・スキップの設定ができるチャンネル

- **デジタル放送全般**
  受信可能なチャンネルで設定できます。

自動設定をしたあとのチャンネルスキップ設定

- **地上デジタル放送**
  スキップ設定はありません。
- **BS・110度CSデジタル放送**
  自動設定前と同じです。

チャンネル設定を最初の状態に戻すには

- すべてのチャンネル設定をお買い上げ時の状態に戻します。
- チャンネル設定をお買い上げ時の状態に戻すと、地上デジタル放送は受信できません。「初期スキャン」 37 をしてください。（「データ放送用メモリーの割当て」 41 や、双方向サービスの利用で本機に記憶された住所・氏名、ポイント数などの利用者個人の情報はそのままです）

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「チャンネル設定」⇨「初期設定に戻す」の順に進む**

- 確認画面が表示されます。

2 **◀·▶で「はい」を選び、決定を押す**

■ **チャンネルスキップ設定について**

- 「手動設定」をしたチャンネルは、自動的に「受信」に設定されます。
- 放送局の代表チャンネルを「スキップ」に設定すると、その放送局の代表チャンネル以外のチャンネルもスキップされます。代表チャンネル以外のチャンネルを「スキップ」に設定した場合は、代表チャンネルは選局できます。
- 2011年2月現在、ラジオ放送は行われておりません。ラジオ放送が運用された場合に、「ラジオ」が選択できるようになります。

データ放送の設定をする

郵便番号と地域を設定する

- お住まいの地域に応じたデータ放送、緊急警報放送などを視聴するための設定です。
- 「はじめての設定」で設定した状態から変更したいときに以下の操作をします。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「データ放送設定」⇨「郵便番号と地域の設定」の順に進む**

- 郵便番号の入力画面が表示されます。

2 **お住まいの地域の郵便番号を1～10(0)で入力し、決定を押す**

- 上3ケタを入力して決定を押すと、残り4ケタは自動的に「0」が入力されます。

例

3 **該当する地方を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す**

例

郵便番号と地域の設定

お住まいの地方を選んでください。

北海道	東北	関東
甲信越	中部	近畿
中国	四国	九州・沖縄
設定しない		

- 「設定しない」を選んだ場合は、これで終わりです。

4 **該当する地域を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す**

例

郵便番号と地域の設定

お住まいの地域を選んでください。

茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都
神奈川県	東京都島部	

- 伊豆、小笠原諸島地域の方は「東京都島部」を選んでください。
- 南西諸島の鹿児島県地域の方は「鹿児島県島部」を選んでください。

災害発生時に文字情報を表示させる

- デジタル放送には文字スーパー表示機能があり、災害時の速報などに使用されます。複数言語の文字スーパーに対応した番組の場合には、本機で表示する言語を選択することができます。
- お買い上げ時は、文字スーパーが日本語優先で表示されるように設定されています。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「データ放送設定」⇨「文字スーパー表示設定」の順に進む**

- 「文字スーパー表示設定」の画面が表示されます。

2 **▲·▼で「表示する」を選び、決定を押す**

- 「表示しない」を選んだ場合、操作はこれで終わりです。災害時などの速報は表示されません。

3 **優先する言語を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す**

文字スーパー表示設定

優先して表示する言語を選んでください。

日本語	英語	ドイツ語
フランス語	イタリア語	ロシア語
中国語	韓国語	スペイン語

ルート証明書の番号を確認する

- 地上デジタル放送の双方向サービスで、本機と接続するサーバーの認証をする際に使用されるルート証明書の番号を確認することができます。
- ルート証明書は地上デジタル放送によって放送局から送られます。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「データ放送設定」⇨「ルート証明書番号」の順に進む**

- ルート証明書番号のリストが表示されます。

2 **ルート証明書番号を確認し、決定を押す**

■ **ルート証明書**　サーバーを認証する第三者機関（認証局）を証明するものです。この証明書をもとにして、「サーバ証明書」のデジタル署名を検証し、「サーバ証明書」が信頼できることを確認します。

■ **郵便番号と地域の設定について**

- データ放送を視聴している状態で設定を変更した場合、放送によっては、設定終了後そのままの状態では設定内容は反映されません。設定終了後に再度データ放送を選局し直してください。

■ **文字スーパー表示の設定について**

- 設定した言語の文字スーパーがあるときは、その言語で表示されます。設定した言語が視聴している放送にない場合は、その放送に従って表示されます。

データ放送用メモリーの割当画面が表示されたら

- 「はじめての設定」31 の手順*8*（32）や、「初期スキャン」37 の手順*3*、「再スキャン」37 の手順*1* でデータ放送用メモリーの割当画面が表示された場合は、以下の手順で設定します。

■ 個人の情報とデータ放送用メモリーの割当てについて

- 地上デジタル放送では、放送局ごとに視聴者個人の情報（たとえば、視聴ポイント数など）を利用したサービスが行われる場合があり、本機はその情報を放送局ごとに本機内のデータ放送用メモリーに記憶しています。
  通常、メモリーは足りていますが、たとえば、引越しをした場合で、以前受信していた放送局の設定が残っていたときなどには、放送局の数が本機のメモリーの数を超えてしまうことがあります。
  その場合には、初期スキャン時などに、データ放送用メモリーの割当画面（下の手順*1* の画面）が表示されますので、以下の操作でメモリーを割り当てる放送局を設定してください。
- **メモリーを割り当てなかった放送局については、個人の情報がすべて消去されますのでご注意ください。**

1 メモリーを割り当てる放送局を▲·▼で選び、決定を押す

- 選んだ放送局にチェックマーク☑がつきます。
  もう一度決定を押すと、指定が取り消されます。
- ワンタッチ選局ボタン（1～12）に設定されている放送局については、メモリーが割り当てられるように自動的に設定されています。設定を取り消すことはできません。
- **このあと、手順*2*～*4* の操作をすると、メモリー割当ての指定をしなかった放送局の個人の情報はすべて消去されます。**
  消去された情報は元に戻すことはできませんのでご注意ください。

設定の場面によって名称が変わります。

例

初期スキャン

放送局の数がデータ放送用のメモリーの数を超えています。
メモリーを割り当てたい放送局を９つ選んでください。

	リモコン	放送局	受信状態	メモリー割当
☑	11	テレ玉	○	あり
☑	12	テレビ東京	○	あり
□	ーー	ＮＨＫ総合・新潟	○	あり
□	ーー	ＮＨＫ教育・新潟	○	あり
□	ーー	ＢＳＮ	○	あり

選択した放送局の数：１２

2 手順*1* を繰り返し、九つの指定をする

- 1～12については自動的に設定されます。それらを除いた九つを指定します。

3 ▶を押す

- 手順*4* の画面になります。（確認メッセージが表示されます）
- 九つよりも多い場合や少ない場合には、その旨のメッセージが表示されます。
  決定を押したあと、手順*1*～*2* の操作で九つの指定をしてください。

4 ◀·▶で「はい」を選び、決定を押す

- 指定した放送局についてデータ放送用メモリーが割り当てられ、このページの設定をする前の場面に自動的に戻ります。
  指定以外の放送局の個人の情報はすべて消去されます。

例

5 このページの設定をする前の操作を続ける

- **「はじめての設定」の中の「初期スキャン」の場合**
  32 の手順*9* へ
- **「初期スキャン」の場合**
  「初期スキャン」37 の手順*4* へ
- **「再スキャン」の場合**
  「再スキャン」37 の手順*2* へ

USBハードディスクの接続・設定をする

● 本機に接続したUSBハードディスクで以下のことができます。

できること	記載ページ
本機で受信したデジタル放送番組の録画、録画予約	操作編 34
録画番組の再生、ダビング	操作編 46 55
最新のニュース番組の自動録画、視聴(今すぐニュース)	操作編 49

- パソコンや他のテレビ、録画機器などで使用していたUSBハードディスクを本機に接続して登録すると、それまでに保存されていたデータや録画番組などはすべて消去されます。
- 本機で使用していたUSBハードディスクをパソコンで使用するには、パソコンで初期化する必要があります。その際に、本機で保存した内容はすべて消去されます。
- 本機に接続したUSBハードディスクを取りはずす場合は、未登録の機器を含めて「USBハードディスクの設定をする」 44 の手順で「機器の取りはずし」の操作をしてください。
- USBハードディスクの動作中は、USBハードディスクの電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりしないでください。録画した内容が消えたり、USBハードディスクが故障したりする原因となります。
- 上側のUSB端子にUSBバスパワー方式の機器を接続して同時に使用すると、USBハードディスクでの録画動作に障害を与えることがあります。

USBハードディスクを接続する

※ USBハードディスクを使用する際は、必要に応じて「USBハードディスクの設定をする」 44 の設定や操作をしてください。
※ USBハードディスクは、USB(録画専用)端子に接続してください。上側のUSB端子で録画・再生はできません。

USBハードディスクが1台のとき

USBハードディスクが複数のとき

※ 8台までのUSBハードディスクを本機に登録できます。ただし、同時に接続できるのは4台までです。

- 複数の未登録USBハードディスクを接続した状態で本機の電源を入れると、不特定の順番で登録が始まります。USBハードディスクの登録名や接続場所などを特定しやすくするために、1台ずつ接続して登録の処理が終わったら次のUSBハードディスクを接続するようにしてください。
- 登録の手順については、次ページの「USBハードディスクを登録する」をご覧ください。

- USBハードディスクに保存した録画番組は、本機でしか再生できません。ほかのテレビ(同じ形名のテレビも含みます)やパソコンなどに接続して再生することはできません。
- 複数台のUSBハブを経由して本機にUSBハードディスクを接続することはできません。
- 4ポート以上のUSBハブに4台以上のUSBハードディスクを接続しても、本機が認識できるのは4台までです。
- USBハブの中には内部のハブが複数段になっているものもあります。そのようなUSBハブで接続した場合、本機がUSBハードディスクを認識しないことがあります。
- ACアダプターのないUSBハブでは正しく動作しないことがあります。
- 本機に接続できるUSBハードディスクについては、 85 の❶をご覧ください。
- 本機で動作確認済のUSBハブについては、 85 の❷をご覧ください。

USBハードディスクを本機に登録する

- 本機が未登録のUSBハードディスクを検出すると、「機器の登録」の画面が表示されます。以下の手順で本機に登録してください。

1 **◀・▶で「はい」を選んで決定を押す**

- 登録しないときは「いいえ」を選びます。

2 **初期化の確認画面で、◀・▶で「はい」を選んで決定を押す**

機器の登録

登録時にＵＳＢハードディスクを初期化します。
よろしいですか？
接続されたハードディスクの内容は
消去されます。
はい　いいえ

- 登録の処理が始まり、終わると次の手順の画面が表示されます。

3 **登録名を変更する場合は、◀・▶で「はい」を選んで決定を押す**

- 登録された名称（図では「ハードディスク１」）のままでよければ「いいえ」を選んでください。

機器の登録

登録名：ハードディスク１
登録名を変更しますか？
はい　いいえ

- 「はい」を選んだ場合は、文字入力画面が表示されます。登録名を入力して、決定を押してください。
- 文字入力のしかたは、操作編の 23 をご覧ください。

4 **画面の説明を読み、◀・▶で「はい」または「いいえ」を選んで決定を押す**

- リモコンの●録画を押して録画したり、予約録画をしたりする機器の初期候補を、今登録したUSBハードディスクにする場合は「はい」を選びます。

※ 録画機器は、録画や録画予約の際に変更することもできます。

5 **登録結果の内容を確認し、決定を押す**

※ 手順*1*で「いいえ」を選択した場合、そのUSBハードディスクは「機器の登録」の画面で「未登録」となります。「未登録」のUSBハードディスクを登録する場合は、次ページの「USBハードディスクの設定をする」で「機器の登録」の操作をしてください。

使用履歴のあるUSBハードディスクを接続したとき

- 本機に登録して使用し、登録を解除したUSBハードディスクを接続した場合、以下の確認画面が表示されます。

- 「はい」を選んで決定を押すと登録の処理が始まり、終わると「機器登録」の画面が表示されます。

※ 再登録の場合、ハードディスクは初期化されません。

USBハードディスクの接続・設定をする つづき

USBハードディスクの設定をする

● USBハードディスクを使用する際は、必要に応じて以下の設定をしてください。

1 設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で⇨「レグザリンク設定」⇨「USBハードディスク設定」の順に進む

2 設定する項目を▲･▼で選んで決定を押し、以降の手順で設定する

機器の登録

● リストに「未登録」と表示されているUSBハードディスクを登録したり、登録名を変更したり、登録を解除したりすることができます。

※ 登録できるのは8台までです。

機器を登録するとき

※ はじめて登録するときには、USBハードディスクに保存されている内容はすべて消去されます。

❶ 登録する機器を▲･▼で選び、緑を押す

❷ 登録の確認画面で、◀･▶で「はい」を選んで決定を押す

❸ 初期化の確認画面で、◀･▶で「はい」を選んで決定を押す
- 初期化と登録の処理が始まります。

❹ 終わったら、登録結果の内容を確認し、決定を押す

登録名を変更するとき

❶ 登録名を変更する機器を▲･▼で選び、青を押す

❷ ◀･▶で「はい」を選び、決定を押す

❸ 文字入力画面で登録名を入力する
- 文字入力方法は操作編の 23 をご覧ください。

登録を解除するとき

❶ 登録を解除する機器を▲･▼で選び、赤を押す

❷ ◀･▶で「はい」を選び、決定を押す
- 予約が設定されているUSBハードディスク（時計アイコン付）は、再登録を促すメッセージ付の登録解除確認画面が表示されます。

省エネ設定

● 複数のUSBハードディスクに対して個別に設定を変えることはできません。

※「省エネモード」に設定した場合、USBハードディスクが動作するまでに時間がかかることがあります。

※「省エネモード」に設定した場合に、USBハードディスクの機種によっては、待機状態になってもUSBハードディスクの表示ランプが待機状態を示さないことがあります。

❶ ▲･▼で以下から選び、決定を押す
- **通常モード**……本機の電源が「入」のとき、USBハードディスクの電源は常時「入」の状態です。
- **省エネモード**…USBハードディスクの電源は、使用しない状態がしばらく続くと待機状態になり、使う操作をすると自動的に「入」になります。

機器の取りはずし

● USBハードディスクの電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりするときには、その前にこの操作をします。

❶ 取りはずす機器を▲･▼で選び、決定を押す

❷ 確認画面で、◀･▶で「はい」を選んで決定を押す
- 停止の処理が始まり、終了すると安全に取りはずしができる旨のメッセージが表示されます。

❸ メッセージを確認し、USBハードディスクを取りはずしてから決定を押す

動作テスト

● USBハードディスクで以下の動作ができるかテストします。

❶ テストする機器を▲･▼で選び、決定を押す
- テストが始まります。終了までに数分間かかります。
- テストが終わると結果が表示されます。テスト結果が「OK」となった動作ができます。
- **録画**……………ハイビジョン画質で録画ができるか
- **録画中の再生**…ハイビジョン画質で録画しながら録画済番組再生ができるか
- **録画中の早見早聞**…録画中に早見早聞（操作編 47 ）ができるか

※ テスト結果は目安です。結果どおりの動作にならないことがあります。

機器の初期化

● 正常に使用できなくなったUSBハードディスクは、初期化をすれば使用できるようになる場合があります。

※ 初期化をすると、USBハードディスクに保存されている内容はすべて消去されます。

❶ 初期化する機器を▲･▼で選び、決定を押す

❷ 初期化の確認画面で、◀･▶で「はい」を選んで決定を押す

❸ 初期化終了の画面で決定を押す

録画・再生の基本的な設定をする

● USBハードディスクでの録画・再生に関する基本的な設定をすることができます。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「録画再生設定」の順に進む

2 設定する項目を▲·▼で選んで決定を押し、以降の手順で設定する

● 「Eメール録画予約設定」については、次ページをご覧ください。

今すぐニュース設定

● 「今すぐニュース」（操作編 49）の機能を使う場合は、以下の手順で機器と番組を登録します。

今すぐニュース機器の登録

● 複数のUSBハードディスクを本機に登録している場合に、ニュース番組を自動録画する機器を登録します。

❶ ▲·▼で「今すぐニュース機器の登録」を選び、決定を押す

❷ ニュース番組の録画に使用する機器を▲·▼で選び、決定を押す

今すぐニュース番組の登録

● 自動録画するニュース番組を登録します。
● 番組は18個まで登録できます。
※ 番組編成は変更になることがあります。その場合は設定を変更してください。

❶ ▲·▼で「今すぐニュース番組の登録」を選び、決定を押す

❷ 以下の操作でニュース番組を登録・取消する

番組を自動登録する場合

● ニュース番組を自動登録することができます。
● すでに登録されている場合は、登録済みのニュース番組をすべて取り消して自動登録がやり直されます。

① 青を押す
● 機能の説明画面が表示されます。

② ◀·▶で「はい」を選び、決定を押す
● 自動登録結果の画面が表示されます。

例

今すぐニュース番組の登録

	チャンネル	放送局	曜日	時刻
1	地デジ011	NHK総合1・東京	月～土	AM 6:00～AM 6:30
1	地デジ011	NHK総合1・東京	毎週(日)	AM 6:00～AM 6:15
1	地デジ011	NHK総合1・東京	月～金	PM 0:00～PM 0:20
1	地デジ011	NHK総合1・東京	毎週(土)	PM 0:00～PM 0:15
1	地デジ011	NHK総合1・東京	毎週(日)	PM 0:00～PM 0:15
1	地デジ011	NHK総合1・東京	毎　日	PM 7:00～PM 7:30
1	地デジ011	NHK総合1・東京	月～金	PM 9:00～PM10:00
新規登録				

● 「チャンネルが設定されていないため、自動登録できません。」というメッセージが表示された場合は、「初期スキャン」37 をしてください。

番組を手動で登録する場合

① ▲·▼で「新規登録」を選択し、決定を押す

② 指定する項目の欄を◀·▶で選び、▲·▼で内容を選んで決定を押す
左欄： 放送の種類（BS／CS／地デジ）
右欄： チャンネル

③ 指定する項目の欄を◀·▶で選び、▲·▼で内容を選んで決定を押す
左欄： 曜日（毎日／毎週（日）～毎週（土）／月～木／月～金／月～土）
※ 毎週（日）～毎週（土）は、毎週指定した曜日だけ予約が実行されます。
中央： 番組の開始時刻
右欄： 番組の終了時刻
※ 録画できる時間は最大2時間です。

すでに登録した番組を取り消す場合

① 取り消したい番組を▲·▼で選び、決定を押す

② 確認画面で、◀·▶で「はい」を選んで決定を押す

登録されている番組をすべて取り消す場合

① 赤を押す

② 確認画面で、◀·▶で「はい」を選んで決定を押す

ワンタッチスキップ設定

● 録画番組の再生時、▶▶|を押したときに先に進む時間を設定します。

❶ ▲·▼で時間を選び、決定を押す
・ 5秒、10秒、30秒、90秒、5分の中から選択できます。

ワンタッチリプレイ設定

● 録画番組の再生時、|◀◀を押したときに前に戻る時間を設定します。

❶ ▲·▼で時間を選び、決定を押す
・ 5秒、10秒、30秒、90秒、5分の中から選択できます。

携帯電話やパソコンから録画予約できるように設定する

- 本機に接続したUSBハードディスクにEメールで録画予約（操作編 41 ）をする場合の設定をします。
- Eメールで録画予約をするには、以下の設定とインターネットを利用するための接続・設定（ 59 ～ 60 ）が必要です。また、POP3を使用したメールサービスが利用できるインターネット接続業者（プロバイダー）との契約が必要です。詳しくは、インターネット接続業者などにお問い合わせください。
- 本機は録画予約のEメールだけに対応しています。一般のEメールを受信して見ることはできません。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「録画再生設定」⇨「Eメール録画予約設定」の順に進む

録画再生設定	
今すぐニュース設定	→
Eメール録画予約設定	→
ワンタッチスキップ設定	30秒
ワンタッチリプレイ設定	10秒

2 設定する項目を▲·▼で選んで決定を押し、以降の手順（次ページまで）で設定する

Eメール録画予約設定	
基本設定	→
Eメール録画予約機能	ーー
録画先	無効
メール予約パスワード	未設定
予約設定結果通知	通知する
指定メールアドレス	
予約アドレス登録	→
確認テスト	→

基本設定	
POP3サーバーアドレス	
POP3ユーザー名	
POP3パスワード	未設定
APOP	使用しない
POP3アクセス時刻	→
SMTPサーバーアドレス	
SMTPサーバーポート番号	自動設定
SMTPサーバー認証	POP3サーバーと同じ
SMTPサーバーユーザー名	ーー
SMTPサーバーパスワード	ーー
メールアドレス	

基本設定

- 「基本設定」画面で以下の操作をします。

❶ **設定する項目を▲·▼で選び、決定を押す**

❷ **項目によってそれぞれ以下の操作をする**

- 入力する内容はプロバイダーから提供された資料をご覧ください。
- 文字入力画面が表示される項目では文字を入力します。文字入力のしかたは操作編の 23 をご覧ください。

POP3サーバーアドレス

- POP3サーバーアドレスを入力します。

POP3ユーザー名

- ユーザーIDを入力します。

POP3パスワード

- パスワードを入力します。

APOP

- 録画予約メール受信時にパスワードを暗号化して送ります。メールサーバーやメールソフトが対応していない場合は「使用しない」を選びます。

① **▲·▼で「使用する」または「使用しない」を選び、決定を押す**

POP3アクセス時刻

- 本機がメールサーバーに新着メールの確認にいく時刻を設定します。

① **▲·▼·◀·▶で時刻を選んで決定を押す**

決定を押すたびに☑と☐が切り換わります。アクセスする時刻に✓がつくようにします。

② **すべて選択したら、▲·▼·◀·▶で「設定完了」を選んで決定を押す**

SMTPサーバーアドレス

- SMTPサーバーアドレスを入力します。

SMTPサーバーポート番号

- SMTPサーバーのポート番号を設定します。
自動設定では、以下のSMTPサーバー認証を使用しない場合は25が、使用する場合は587が設定されます。

① **▲·▼で「自動設定」または「自動設定しない」を選んで決定を押す**

② **「自動設定しない」を選んだ場合は、1～10でポート番号を入力し、決定を押す**

SMTPサーバー認証

- 録画予約メール送信時にユーザー認証が行われます。
- SMTPサーバー認証で使用するユーザー名やパスワードがPOP3と異なる場合は「ユーザー設定」を選んでください。

① **▲·▼で「POP3サーバーと同じ」または「ユーザー設定」、「使用しない」を選んで決定を押す**

SMTPサーバーユーザー名

● POP3ユーザー IDと異なる場合にユーザー IDを入力します。

SMTPサーバーパスワード

● POP3パスワードと異なる場合に、パスワードを入力します。

メールアドレス

● Eメールアドレスを入力します。

Eメール録画予約機能

● Eメールでの録画予約機能を使用するかを設定します。
※ 使用する場合は、先に「予約アドレス登録」をしてください。登録が1件もない場合は、この項目を選択できません。

❶ ▲·▼で「使用する」または「使用しない」を選び、決定を押す

録画先

● 番組を録画する機器を指定します。

❶ ▲·▼で録画先の機器を選び、決定を押す

メール予約パスワード

● Eメール録画予約で使用するパスワードを設定します。(パスワードを設定しないとEメール録画予約はできません)

❶ パスワードを設定する

・パスワードには最小6文字～最大20文字までの半角英数字を入力します。

❷ 入力が終わったら、決定を押す

予約設定結果通知

● Eメールでの録画予約設定の結果をEメールでお知らせする機能です。

❶ ▲·▼で以下から選び、決定を押す

・**使用しない**…
予約設定結果通知機能を使用しません。
・**指定アドレスへの通知**…
次の項目の「指定メールアドレス」で指定したアドレスに通知します。
・**送信元アドレスへの通知**…
録画予約のメールを送ったパソコンや携帯電話のEメールアドレスに通知します。
・**指定アドレスと送信元アドレスへの通知**…
次項目の「指定メールアドレス」で指定したアドレスと、録画予約のEメールを送ったアドレスに通知します。

指定メールアドレス

● 予約設定結果通知メールの送り先を設定します。
※ 指定したアドレスに送信する場合は、前の項目の「予約設定結果通知」で「指定アドレスへの通知」または「指定アドレスと送信元アドレスへ通知」に設定してください。

❶ 指定するEメールアドレスを入力する

❷ 入力が終わったら、決定を押す

予約アドレス登録

● 以下の手順で登録した予約アドレスからの録画予約メールだけが受信ができます。
※ 予約アドレスを一件も登録しない場合は、「Eメール録画予約機能」の表示が自動的に「－－－」になります。

❶ 予約アドレスを登録または編集・削除する

予約アドレスを登録する場合

● 6件のアドレスを登録できます。

① ▲·▼·◀·▶で「新規追加」を選び、決定を押す

② アドレスを入力する

● ①と②の繰り返しで複数のアドレスが登録できます。

登録済のアドレスを編集・削除する場合

● すでに登録されているアドレスの内容を編集・削除します。

① 編集・削除するアドレスを▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す

② ▲·▼で以下から選んで決定を押し、編集・削除の操作をする

・**編集する**…文字入力画面でアドレスを編集します。
・**削除する**…確認画面で、◀·▶で「はい」を選んで決定を押します。

❷ アドレスの登録、編集・削除が終わったら、▲·▼·◀·▶で「登録完了」を選び、決定を押す

確認テスト

● 「Eメール録画予約設定」の各項目で設定した内容でEメールの送受信ができるか診断できます。
● POP3アクセス時刻が登録されていることと、「Eメール録画予約機能」を「使用する」に設定した上で、予約が正常にできるか事前に試してください。
● 設定内容で問題が見つからなかった場合、「メール送受信に関する設定内容を確認できました。」と表示されます。
※ 問題があった場合は、表示された結果を参考にして設定を見直してください。

● 「メール予約パスワード」は、Eメールの本文に記載します。この点を考慮して文字数や文字列を決めてください。Eメールは悪意を持った第三者に見られるおそれがありますので、POP3(SMTP)パスワードやキャッシュカードの暗証番号などを使用しないことをおすすめします。
● SMTPサーバー認証を使用する場合、SMTPサーバーが対応しているユーザー認証方式から、DIGEST-MD5、CRAM-MD5、LOGIN、PLAINの優先順で選ばれ、SMTPサーバー認証が行われます。
● ご契約のプロバイダーによっては、SMTPサーバー認証をしないとメール送信ができない場合がありますが、この点は確認テストの結果に反映されません。

ホームネットワークの接続・設定をする

- ホームネットワーク（家庭内LAN）に本機とDLNA認定サーバー、DTCP-IP対応サーバー、デジタルメディアコントローラー（DMC）などを接続し、録画番組や動画、写真、音楽を再生して楽しむことができます。

接続できる機器と本機でできること

DLNA認定サーバー

- DLNA®（Digital Living Network Alliance）は、デジタル時代の相互接続性を実現させるための標準化活動を推進している団体です。
- 現在、DLNA認定機器にはコンテンツを送り出すDLNA認定サーバー、コンテンツを再生するDLNA認定プレーヤーとDLNA認定レンダラーがあります。本機はDLNA認定プレーヤー（動画/静止画／音楽）、DLNA認定レンダラー（動画/静止画／音楽）です。

本機でできること

- DLNA認定サーバーが公開しているコンテンツを本機で視聴することができます。（操作編 64 、 66 、 68）

DTCP-IP対応サーバー

- DTCP-IP（「Digital Transmission Content Protection over Internet Protocol」の略）は、ネットワーク上でデジタル放送などの著作権保護付データを配信するための規格です。この規格に対応することによって、著作権保護付データ（たとえば、１世代のみ録画が許された番組など）をホームネットワーク上で扱うことができます。また、ホームネットワーク外へのデータ伝送を禁止することで、著作権保護付データを保護します。
- 本機はDTCP-IPに対応しています。

本機でできること

- 本機でUSBハードディスクに録画したデジタル放送番組を、DTCP-IP方式で著作権を保護しながらDTCP-IP対応サーバー（DTCP-IP対応サーバー機能を持つNASやレコーダーなど）にダビングすることができます。（操作編 55）
  ※ ダビング時の動作は番組のコピー制御情報に従います。機器によってはダビングできない場合があります。
- DTCP-IP対応サーバーにダビングした番組を、他のDTCP-IP対応テレビ（REGZA Z2000以降のZシリーズ、ZH/ZV/ZX/ZG/ZS/F/H/R/REおよびCELL REGZAの各シリーズなど）で視聴することができます。
  ※ ダビング後のコンテンツでは、再生時間の表示がずれる場合があります。

デジタルメディアコントローラー（DMC）/デジタルメディアサーバー（DMS）

- 本機はデジタルメディアレンダラー（DMR）としての機能を備えています。
- 本機のレンダラー機能 50 を使うと、ホームネットワークに接続されているDLNA認定サーバーやデジタルメディアサーバー（DMS）の動画・写真・音楽などのコンテンツを、デジタルメディアコントローラー（DMC）の操作で楽しむことができます。（操作編 71）

「スカパー！HD録画」と配信に対応したサーバー

- 「スカパー！HD録画」と配信に対応したサーバーとは、以下の二つの機能を持つサーバーです。
  - スカパー！HD対応チューナー、スカパー！光HD対応チューナーとLAN経由で接続して、スカパー！の番組をデジタル録画する機能。「スカパー！HD録画（LAN）」対応製品には、必ずこの機能があります。
  - 録画したスカパー！の番組をLAN経由で配信する機能。（録画機能のみの機器はホームネットワーク接続で視聴できません）

本機でできること

- 本機は「スカパー！HD録画」再生専用機器としての機能を備えています。
- 「スカパー！HD録画」と配信に対応したサーバーが公開しているスカパー！のハイビジョン番組、標準画質番組を視聴することができます。（操作編 70） ※ ラジオ番組は視聴できません。

スマートフォンやタブレットPC（レグザAppsコネクト）

- スマートフォンやタブレットPCなどの端末機器と本機をホームネットワークに接続し、端末機器で本機やネックワーク内のレグザAppsコネクト対応機器（レコーダーなど）を操作することができます。
- レグザAppsコネクトの詳細については、ホームページ「www.toshiba.co.jp/regza」の「レグザAppsコネクト」をご覧ください。

- DLNA認定サーバーが公開している一部のコンテンツ（本機で視聴できるフォーマット以外のコンテンツなど）は再生できない場合があります。
- DLNA認定サーバーが公開している一部のAVCHD形式の動画を再生することができます。また、DTCP-IP対応サーバーにAVC長時間録画形式で保存されている一部の番組を再生することができます。ただし、すべての動画の再生を保証するものではありません。
- 本機で受信した番組をDLNA認定サーバーに記録（録画・録音など）することはできません。
- 複数のDLNA認定サーバーを接続した場合、2台目以降の機器が機器選択の画面に表示されるまでに15分程度の時間がかかることがあります。（機器選択画面を終了させて、もう一度機器選択画面を出すと表示される場合もあります）
- DLNA®はDigital Living Network Allianceの登録商標です。

機器を接続する

● ブロードバンドルーターに本機と機器を接続します。

機器のネットワーク設定を確認する

● 「IPアドレス設定」、「DNS設定」ともに「自動取得」で使用する前提です。
● 一般のDLNA認定サーバーはMACアドレスによるアクセス制限をかけています。本機からのアクセスを許可するように設定してください。本機のMACアドレスは、「通信設定」60 のメニューで確認できます。
● 本機で接続機器のネットワーク設定はできませんので、あらかじめルーターや接続機器側で設定してください。（ルーターや接続機器の取扱説明書をご覧ください）

❶ **ルーター、ネットワーク接続機器、本機の順に電源を入れる**

❷ **「通信設定」60 の操作でIPアドレスを確認する**

● ホームネットワーク接続機器のIPアドレスは、プライベートアドレス（下表の範囲のどれか）でなければなりません。

区分	使用できるアドレスの範囲
A	10.0.0.0 ～ 10.255.255.255
B	172.16.0.0 ～ 172.31.255.255
C	192.168.0.0 ～ 192.168.255.255

● 本機でインターネットにアクセスする場合（双方向サービス（操作編 16 ）、Eメール録画予約機能（操作編 41 ）、ブロードバンド機能（操作編 72 ～ 85 ）などを利用する場合）は、ご使用のインターネット接続環境によっては本機のIPアドレスをグローバルアドレスに設定し直す必要があります。

ホームネットワークの接続・設定をする つづき

接続機器から本機を操作するための設定をする ～外部連携機能～

レグザAppsコネクト設定

- スマートフォンやタブレットPCなどの端末機器と本機をホームネットワークに接続し、端末機器で本機やネックワーク内のレグザAppsコネクト対応機器(レコーダーなど)を操作することができます。
- レグザAppsコネクトの詳細については、以下のホームページの「レグザAppsコネクト」をご覧ください。
  www.toshiba.co.jp/regza
- 本機のレグザAppsコネクト機能を使う場合は、以下の設定をしてください。

1 設定(ふたの中)を押し、▲・▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「外部連携設定」⇨「レグザAppsコネクト設定」の順に進む

2 設定する項目を▲・▼で選んで決定を押し、以降の手順で設定する

- 文字入力方法については、操作編の23をご覧ください。

ユーザー名

- 端末機器から本機にアクセスする際のユーザー名を16文字以内で設定します。使用できる文字は半角英数字と「-」です。

❶ 文字入力画面でユーザー名を入力し、決定を押す

パスワード

- 端末機器から本機にアクセスする際のパスワードを16文字以内で設定します。使用できる文字は半角英数字と「-」です。

❶ 文字入力画面でパスワードを入力し、決定を押す

ポート番号

- 端末機器から本機にアクセスする際のポート番号を、「80」または「2000」～「10000」の範囲で設定します。

❶ 1～10(0)でポート番号を入力し、決定を押す

レンダラー機能設定

- 本機はデジタルメディアレンダラー(DMR)としての機能を備えています。
- 本機のレンダラー機能を使うと、ホームネットワークに接続されているDLNA認定サーバーやデジタルメディアサーバー(DMS)の動画・写真・音楽などのコンテンツを、デジタルメディアコントローラー(DMC)の操作で楽しむことができます。(操作編71)
- 本機のレンダラー機能を使う場合は、以下の設定をしてください。

1 設定(ふたの中)を押し、▲・▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「外部連携設定」⇨「レンダラー機能設定」の順に進む

2 設定する項目を▲・▼で選んで決定を押し、以降の手順(次ページまで)で設定する

レンダラー機能

- 本機のレンダラー機能を使用するかしないかを設定します。

❶ ▲・▼で「使用する」または「使用しない」を選び、決定を押す
- 使用しない場合は以降の設定は不要です。

アクセス制限設定

- 本機にアクセスできる機器(DMC)を制限するかしないかを設定します。
- 「制限する」に設定した場合は、次の「アクセス機器設定」で登録した機器でのみアクセスできるようになります。

❶ ▲・▼で「制限する」または「制限しない」を選び、決定を押す

■ レンダラー
この場合のレンダラーとは「上演者」という意味で、ホームネットワークに接続された機器から配信された動画・写真・音楽などのコンテンツを本機が上演するということになります。

アクセス機器の登録

- 本機にアクセスする機器(DMC)を登録または解除します。
- 機器はMACアドレスで特定されます。機器のMACアドレスの確認方法は、機器の取扱説明書でご確認ください。

❶ **機器を▲·▼で選び、決定を押す**

- 決定を押すたびに、「登録☑」と「解除□」が交互に切り換わります。

❷ **登録・解除の設定がすべて終わったら、▲·▼·◀·▶で「登録完了」を選び、決定を押す**

最大音量制限設定

- 機器(DMC)から本機の音量を操作する際の最大音量を制限することができます。
- 「100」までの範囲で設定できます。(お買い上げ時は「50」に設定されています)

❶ **音量の上限値を▲·▼で設定し、決定を押す**

本機の情報

- スマートフォン、タブレットPCなどの端末機器やDMCから本機を識別するための情報(デバイスネーム)を設定することができます。
- お買い上げ時は本機の形名(例:REGZA-42Z2)に設定されています。

1 **設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「外部連携設定」⇨「本機の情報」の順に進む**

2 **決定を押し、文字入力画面で新しい名前を入力する**

- 文字入力方法については、操作編の 23 をご覧ください。
- 15文字以内で設定します。使用できる文字は半角大文字英数字と「-」です。

■ MACアドレス
ネットワーク上に接続されている機器の識別のために、各機器ごとに割り当てられる固有の番号です。

ホームネットワークの接続・設定をする つづき

接続機器と本機の相互間で起動するための設定をする ～リモート電源オン機能～

- ネットワーク接続での起動(Wake on LAN)に対応した機器を相互に登録しておくと、番組再生などの際に接続機器または本機が起動していないときに本機または接続機器の操作で相手の機器を起動することができます。
- 対象の機器を接続して電源を入れ、以下の操作をします。

※ 接続機器(Wake on LAN対応機器)側でも以下と同様の設定をしてください。(接続機器の取扱説明書をご覧ください)

- 本機のデバイスネームについては前ページの「本機の情報」を参照してください。本機のMACアドレスは「通信設定」60の操作で確認することができます。

本機のリモート電源オン機能を設定する

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「リモート電源オン設定」の順に進む

2 ▲·▼で「外部機器から電源オン」を選び、決定を押す

3 ▲·▼で「オン」または「オフ」を選び、決定を押す

- 「オン」に設定すると、Wake on LAN対応機器から本機を起動できるようになります。

本機から起動する機器を登録する

1 上記手順1の操作をする

2 ▲·▼で「外部機器を電源オン」を選び、決定を押す

- 「外部機器を電源オン」の画面が表示されます。対象機器がない場合は、内容が空欄になります。

3 本機からオンする外部機器を▲·▼で選び、決定を押す(登録する)

- 決定を押すたびに☑と☐が交互に切り換わります。本機からオンする機器に✓をつけます。
- 「Wake on LAN」の欄の「対応」は、対応機器として本機が認識できた場合に表示されます。対応機器であっても本機が認識できない場合は表示されません。

4 選択が終わったら、▲·▼·◀·▶で「登録完了」を選んで決定を押す
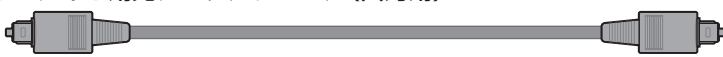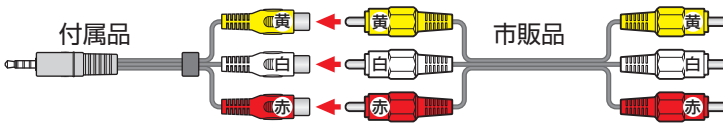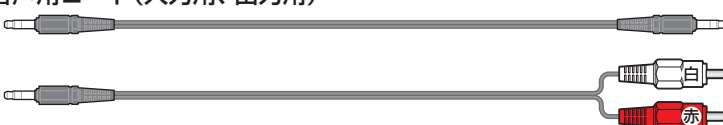
再生時の機器選択について

- 本機の番組再生などの際に、登録した機器が起動していない場合は「機器選択」の画面に薄くなって表示されます。その機器を選択して決定を押すと下図の画面が表示され、機器を起動することができます。

接続ケーブルと画質・音質の関係について

● 本機に接続できる接続ケーブル(接続コード)の種類と本機で対応している信号の種類および、これらの中で比較した画質・音質の関係を下表に示します。
● 接続ケーブルの端子形状などは一例です。設置場所や機器の仕様などに合わせて、適切な市販品をご使用ください。

接続ケーブル(接続コード)	画質・音質	本機の入出力対応信号
HDMIケーブル(入力用) ● HDMIケーブルは、HDMIロゴ(HDMI)の表示があるケーブルをご使用ください。また、外部機器から1080pの映像信号を入力する場合は、ハイスピードHDMI®ケーブルをご使用ください。(標準HDMI®ケーブルでは、正常に動作しないことがあります)	画質・音質ともに最高	**デジタル映像信号** 480i、480p、720p、1080i、1080p **デジタル音声信号** • リニアPCM、MPEG-2 AAC サンプリング周波数: 48kHz、44.1kHz、32kHz • ドルビーデジタル サンプリング周波数:48kHz
オーディオ用光デジタルケーブル(出力用) ● ケーブルを購入する際は、接続機器側の端子形状をご確認ください。本機に差し込む側のプラグの形状は　です。	最高の音質*	**デジタル音声信号(光)** • リニアPCM、ドルビーデジタル サンプリング周波数:48kHz • MPEG-2 AAC サンプリング周波数: 48kHz、44.1kHz、32kHz
D端子ケーブル(入力用) 緑 青 赤	良好な画質	**アナログ映像信号** 480i、480p、720p、1080i、1080p
映像・音声用コード(入力用) 付属品　黄 白 赤　黄 白 赤　市販品　黄 白 赤 ● 付属の変換ケーブルと市販の映像・音声用コードを組み合わせて使用します。	画質・音質ともに標準	**アナログ映像信号**　480i **アナログ音声信号**
音声用コード(入力用、出力用) 白 赤	標準の音質	**アナログ音声信号**

＊ ビデオ入力1、2の選択時に本機から出力されるリニアPCM音声信号の音質は、入力されるアナログ音声の音質以上にはなりません。(アナログ音声信号をデジタル音声信号に変換したものです)

● 機器から出力される信号の種類については、機器の取扱説明書でご確認ください。(ビデオデッキ／DVDプレーヤーなどから出力される映像信号は一般的に480iです)
● 接続機器の音声出力がモノラルのときは、市販のステレオ／モノラル変換コードをご使用ください。

● 接続する機器の取扱説明書もよくお読みください。
● 他の機器を接続するときは、必ず本機および接続する機器の電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

■ 本機のHDMI入力端子について
● 本機にはHDMIおよびDVI機器を接続できますが、接続する機器によっては映像や音声が出ないなど正常に動作しない場合があります。
● DVDなどの再生時に、音声の出始めが少し途切れることがありますが、これはデジタル信号の判定のためで故障ではありません。

映像機器を接続する

- ビデオやレコーダーの場合、アンテナの接続については、28をご覧ください。
- 接続が終わったら、「外部入力の機能を設定する」66を参照して必要な設定をしてください。
- HDMI連動機器（レグザリンク対応機器）では、本機との連動機能によって、ワンタッチプレイやシステムスタンバイの機能を使ったり、本機のリモコンで機器の基本操作をしたりすることができます。詳しくは、「接続機器の映像・音声を楽しむ（レグザリンク）」（操作編59）の章をご覧ください。必要に応じて「HDMI連動設定」58をしてください。

映像機器接続例

※ 本機の「レゾリューションプラス」と同様の高画質機能を備えた機器を接続した場合、本機の機能との相互作用で画面のノイズが目立つことがあります。その場合には、接続機器の高画質機能または本機の「レゾリューションプラス」（操作編89）をオフにしてください。
- レグザリンク対応の東芝レコーダーについては、85の❸をご覧ください。
- 本機のHDMI入力端子が対応している入力信号およびHDMIケーブルについては前ページをご覧ください。

■ **パソコンについて**
- 外部モニターで表示できるように設定し、本機が対応しているフォーマットの信号（操作編112）を入力してください。（本機が対応している信号を入力しても、パソコンによっては本機が認識できないことがあります）
- パソコンのDVD再生ソフトなどで再生した映像は、本機の画面で正しく表示されなかったり、映像の動きが不自然になったりする場合があります。

オーディオ機器を接続する

デジタル音声(光)端子付のオーディオ機器で聴くとき

● **ミニコンポなどの音響システムに接続するとき**
- 本機の音量を最小に調節し、ミニコンポなどの音響システム側で音量を調節してご使用ください。
- オーディオ機器が対応しているデジタル音声入力に従って、次ページの「光デジタル音声出力」の設定をしてください。

● **サンプリングレートコンバーターを内蔵したMDレコーダーやDATに接続するとき**
- MDレコーダーやDATの光デジタル音声入力端子に接続すれば、高音質で録音して楽しむことができます。
- 次ページの「光デジタル音声出力」を「PCM」に設定してください。

● **MPEG-2 AACデコーダーに接続するとき**
- デジタル放送のMPEG-2 AAC方式の信号を、MPEG-2 AACデコーダーで楽しむことができます。
- 次ページの「光デジタル音声出力」を「デジタルスルー」または「サラウンド優先」に設定してください。

です。

光デジタル音声入力端子へ

アナログ音声端子付のオーディオ機器で聴くとき

● 音声出力(固定/可変)端子を使って、アナログ音声入力端子付のオーディオ機器に接続することができます。

● 「音声出力設定」67 で、音声出力端子から出力される音声信号の音量を固定または可変に切り換えられます。

お知らせ

● 光デジタル音声出力端子からは、テレビのスピーカー音声と同じ音声のデジタル信号が出力されます。ただし、音声調整の効果は得られません。(ドルビー DRCの効果は、ドルビーデジタル音声が記録された映像ソフトなどの視聴時に、「PCM」を選択している場合や「サラウンド優先」を選択していてリニアPCM信号が出力される場合に得られます)

● 音声出力(固定/可変)端子からは、テレビのスピーカー音声と同じ音声のアナログ信号が出力されます。ただし、音声調整の効果は得られません。(ドルビー DRCの効果は、ドルビーデジタル音声が記録された映像ソフトなどの視聴時に得られます)

● サンプリングレートコンバーターを内蔵していないMDレコーダーには、デジタル信号での録音はできません。

● MPEG-2 AAC音声の場合には、主音声・副音声の切換は本機では行われません。MPEG-2 AACデコーダー側で切り換えてください。

● HDMI入力の選択時に光デジタル音声出力端子から出力される信号を、他の機器に録音することはできません。

オーディオ機器を接続する つづき

レグザリンク対応のオーディオ機器で聴くとき

- レグザリンク対応のオーディオ機器を本機にHDMIケーブルで接続すれば、本機のリモコンでオーディオ機器の音量を調節するなどの操作ができます。
- オーディオ機器のHDMI入力端子にレグザリンク対応機器（HDMI連動機器）を接続することができます。
- オーディオ機器が対応しているデジタル音声入力に従って、右記の「光デジタル音声出力」の設定をしてください。また、必要に応じて「HDMI連動設定」58 をしてください。

光デジタル音声出力を設定する

- 光デジタル音声出力端子から出力する音声信号の設定です。
- お買い上げ時は、「PCM」に設定されています。
- MPEG-2 AACデコーダーやAACデコーダー内蔵アンプおよびドルビーデジタルデコーダー内蔵アンプを接続するときは、「デジタルスルー」または「サラウンド優先」に設定してください。

1 クイック を押し、▲・▼と 決定 で「音声設定」⇨「光デジタル音声出力」の順に進む

2 ▲・▼で信号を選び、決定 を押す

- **PCM**……………………リニアPCM信号が出力されます。
- **デジタルスルー**……MPEG-2 AAC、ドルビーデジタル信号の場合、その信号が出力されます。それ以外の場合にはリニアPCM信号が出力されます。
- **サラウンド優先**……MPEG-2 AAC、ドルビーデジタル信号で、サラウンド音声（5.1chや4.1chサラウンド音声など）の場合には、それらの信号が出力されます。それ以外の場合にはリニアPCM信号が出力されます。

- レグザリンク対応のオーディオ機器（推奨機器）については、85 の4をご覧ください。

■ **光デジタル音声出力端子の設定について**

- 光デジタル音声出力設定が「デジタルスルー」や「サラウンド優先」に設定されている場合で、MPEG-2 AAC音声の場合には、データ放送の一部の音声（効果音など）が光デジタル音声出力端子から出力されないことがあります。
- ビデオ入力を選択しているときは、光デジタル音声出力端子からは設定にかかわらずリニアPCM信号が出力されます。
- HDMI入力の選択時に、HDMI入力端子が対応していない音声信号が入力された場合は、設定にかかわらず光デジタル音声出力端子から信号は出力されません。（HDMIケーブルおよびHDMI入力端子が対応している音声信号については、53 をご覧ください）

SDメモリーカードやUSB機器を接続する

- SDメモリーカードやUSB機器に保存されている動画・写真・音楽を本機で視聴することができます。（操作編 64 ～ 69 ）
- USBキーボードを本機に接続すれば、ブロードバンド機能（操作編 72 ～ 85 ）などで文字入力をするときに便利です。

※ 暗号化や指紋認証などのセキュリティ機能を有効にした機器や記録メディアなどは、本機では使用できません。

- 以下のUSB機器は、図のように本機の上側のUSB端子に接続してください。USB（録画専用）端子には接続しないでください。
- SDメモリーカードやUSB機器を取りはずすときは、動画・写真・音楽などの再生を終了させてください。再生中に機器を取りはずしたり、電源を切ったりすると、メモリーカードなどに記録されているデータが破壊されるおそれがあります。
- それぞれの機器の動作や取扱いなどについては、機器の取扱説明書をよくお読みください。

機器の接続時に操作メニューが表示されるようにする

- 「オートメディアプレーヤー」を「オン」に設定しておくと、放送番組や外部入力の視聴時にSDメモリーカードやUSBメモリーなどを挿入した際に操作の選択メニューが表示されます。（お買い上げ時は「オン」に設定されています）

※ USBメモリーなどを挿入した状態で本機の電源を入れた場合や、放送番組・外部入力の視聴以外の操作をしているときにUSBメモリーなどを挿入した場合には、オートメディアプレーヤーの操作選択画面は表示されません。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「オートメディアプレーヤー」の順に進む

2 ▲·▼で「オン」または「オフ」を選び、決定を押す

- **オン**……オートメディアプレーヤーの画面が表示されます。
- **オフ**……オートメディアプレーヤーの画面は表示されません。

- すべてのUSB機器の動作を保証するものではありません。
- USBハブを使って本機のUSB端子に接続した場合に認識できる機器数は最大8台です。スロットを複数持つメモリーカードリーダーなどの場合は、1スロットで1台とみなします。なお、USBハブを使った場合は、正常に動作しないことがあります。

本機のリモコンでHDMI連動機器を操作するための設定をする

- 本機のリモコンでレグザリンク対応機器（HDMI連動機能対応機器）の基本操作をしたり、本機の操作で東芝レコーダーに録画・予約をしたり、その他各種の連動動作をさせたりするための設定をします。
- お買い上げ時、本機はHDMI連動機能を使用するように設定されています。接続機器側の設定も必要です。ご確認ください。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「レグザリンク設定」⇨「HDMI連動設定」の順に進む

2 設定する項目を▲·▼で選び、決定を押す

3 希望の設定を▲·▼で選び、決定を押す

- 以降の説明を参照して設定してください。

HDMI連動機能

- 本機のリモコンでのHDMI連動機器操作、東芝レコーダーの録画・予約、および以下の各種連動機能を使用するかどうかを設定します。

連動機器→テレビ入力切換

- 連動機器の再生操作をしたときに、本機が自動的に入力切換をして、その機器を選択する機能です。本機の電源が「入」の場合に動作します。

連動機器→テレビ電源

- 連動機器の再生操作をしたときに本機の電源が「入」になり、連動機器の電源を「待機」にしたときに本機の電源も「待機」になる機能です。

※ この機能と、「連動機器→テレビ入力切換」を「連動する」に設定しておくと、本機の電源が「入」になったあとに自動的に入力が切り換わります。

テレビ→連動機器電源オフ

- 本機の電源を「待機」にしたときに、連動機器の電源も「待機」になる機能です。（録画中の機器など、動作状態によっては「待機」にならない場合があります）

※ 本機の「省エネ設定」70☞や「タイマー機能」（操作編32☞）とも連動します。

PC映像連動

- 本機に接続したレグザリンク対応の東芝パソコンからの映像を見る場合に、パソコンの画面の形式や映像に応じて、本機が自動的に画面サイズや映像メニューの設定を切り換える機能です。

レグザリンクダビング

- 本機とレコーダーをイーサネット対応のHDMIケーブルで接続し、HDMI連動機能を使ってダビングする場合に「使用する」に設定します。

※ 「使用する」に設定した場合の制限事項や、レコーダーの対応機種および設定などについて、詳しくは「HDMI連動機能でダビングする」（操作編56☞）をご覧ください。

AVシステム連動

- 「使用する」に設定すると、レグザリンク対応のオーディオ機器とそのスピーカーを接続している場合、本機のリモコンで以下のことができます。
  - 音声をテレビから出すか、オーディオ機器のスピーカーから出すかの切換え
  - オーディオ機器の音量調節や消音

AVシステム音声連動

- レグザリンク対応のオーディオ機器との音声連携機能を使うかどうかを設定します。
- オーディオ機器が本機と音声連携可能な機種であり、かつオーディオ機器から音声が出る状態になっているときに設定できます。

優先スピーカー

- 「AVシステム連動」を「使用する」に設定した場合に、優先するスピーカーを選択します。
  - **テレビスピーカー**
    本機のスピーカーから音声が出ます。
  - **AVシステムスピーカー**
    オーディオ機器の電源が「入」のときは、オーディオ機器のスピーカーから音声が出ます。
- クイックメニューでスピーカーを切り換えることもできます。（操作編63☞）

※ 本機のヘッドホーン端子は、本機のスピーカーから音声が出る条件のときに使用できます。

- 本機が認識できるレグザリンク対応機器の台数は、オーディオ機器１台、東芝レコーダーは3台まで、東芝パソコンは1台です。
- 「AVシステム音声連動」の対応機器については、85☞の5をご覧ください。

インターネットを利用するための接続をする

本機をインターネットに接続したときにできること

できること	内　容	記載ページ
ブロードバンド機能	● 本機に用意されているブラウザ「インターネット」、「Yahoo! JAPAN」からインターネットにアクセスして、さまざまな情報を見ることができます。 ● 「アクトビラ」、「T's TV」、「TSUTAYA TV」、「YouTube」のサービスが楽しめます。 ● 「ひかりTV」の多チャンネル放送やビデオが楽しめます。	操作編 72 〜 85
データ放送の双方向サービス	● データ放送の双方向サービスを利用して、クイズ番組に参加したり、ショッピング番組で買物をしたりすることができます。 ※ 本機は電話回線を利用した双方向サービスには対応しておりません。	操作編 16
Eメール録画予約	● 携帯電話やパソコンを使ってEメールで録画予約をすることができます。	操作編 41
ソフトウェアの更新	● 東芝サーバーから本機の最新ソフトウェアをダウンロードすることができます。	操作編 106

接続のしかた

- すでにパソコンでインターネットを利用している場合は、本機のLAN端子とルーターのLAN端子を市販のLANケーブルで接続するだけです。
- はじめてインターネットを利用する場合は、通信事業者やプロバイダー(インターネット接続業者)との契約が必要です。通信事業者または取扱いの電気店などにご相談ください。「ひかりTV」の視聴申込については、62 をご覧ください。
- 接続方法でご不明な点は、裏表紙に記載の「東芝テレビご相談センター」にお問い合わせください。
- 接続が終わったら、必要に応じて次ページの「通信設定」および「IPTV設定」62 をしてください。

ご注意
- LANケーブルを抜き差しするときは、本機および接続機器などの電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

- モデムとルーターが一体化されている場合もあります。それぞれの取扱説明書もよくお読みください。

- 本機では、ルーターやルーター内蔵モデムの設定はできません。これらの機器によっては、パソコンでの設定が必要な場合があります。
- 本機はダイヤルアップ通信やISDN回線などでインターネットを利用することはできません。
- この取扱説明書で図示していない機器が接続されているときは、正常に通信できない場合があります。
- ルーターなどが正しく設定されていない回線に本機のLAN端子を接続すると、本機が正常に動作しないことがあります。

- LANケーブルは、カテゴリ5(CAT5)と表示された規格以上のものをご使用ください。テレビ・ビデオサービスや動画サービスなどを利用する場合、カテゴリ3と表示されたケーブルでは、正しく視聴できないことがあります。
- 本機のLAN端子は、必ず電気通信端末機器の技術基準認定品ルーターなどに接続してください。
- 通信事業者およびプロバイダーとの契約費用および利用料金などは、ご自身でお支払いください。
- 以下の場合やご不明な点は、ご契約の回線事業者やケーブルテレビ会社、プロバイダーなどにお問い合わせください。
  - ご契約によっては、本機やパソコンなどの機器を複数接続できないことがあります。
  - 一部のインターネット接続サービスでは、本機を利用できないことがあります。
  - プロバイダーによっては、ルーターの使用を禁止あるいは制限している場合があります。
  - 回線の状況によっては、うまく通信できないことがあります。
  - モデムについてご不明な点など。

インターネットを利用するための設定をする

● 必要に応じて設定してください。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「初期設定」⇨「通信設定」の順に進む**

2 **設定する項目を▲·▼で選んで決定を押す**

3 **以降の手順で設定する**

● 次ページの「お知らせ」もご覧ください。

IPアドレス設定

● インターネットに接続するために、本機に割り当てられる固有の番号を設定します。

※「IPアドレス自動取得」を「しない」に設定した場合は、「DNS設定」の「DNSアドレス自動取得」は、自動的に「しない」に設定されます。その場合は、DNSアドレスを手動で設定してください。

❶IPアドレスを自動取得できる場合は、◀·▶で「する」を選ぶ

ＩＰアドレス設定

ＩＰアドレスを設定してください。

ＩＰアドレス自動取得 ◀ する

ＩＰアドレス

サブネットマスク

デフォルトゲートウェイ

自動取得できないネットワーク環境の場合

①◀·▶で「しない」を選ぶ

②▲·▼で「IPアドレス」を選び、1～10(0)で入力する

③▲·▼で「サブネットマスク」を選び、1～10(0)で入力する

④▲·▼で「デフォルトゲートウェイ」を選び、1～10(0)で入力する

- ②～④では0～255の範囲の数字（左端の欄は0以外）を4箇所の欄に入力します。
- 欄を移動するには、▶を押します。

❷決定を押す

DNS設定

● ドメイン名をIPアドレスに置き換える機能を持ち、IPアドレスで特定されているDNSサーバーを設定します。

※「IPアドレス自動取得」を「しない」に設定した場合は、「DNSアドレス自動取得」は自動的に「しない」に設定され、「する」にはできません。DNSアドレスを手動で設定してください。

❶DNSアドレスを自動取得できる場合は、◀·▶で「する」を選ぶ

自動取得できないネットワーク環境の場合

①◀·▶で「しない」を選ぶ

②▲·▼で「DNSアドレス（プライマリ）」を選び、1～10(0)で入力する

③▲·▼で「DNSアドレス（セカンダリ）」を選び、1～10(0)で入力する

- ②と③では0～255の範囲の数字（左端の欄は0以外）を4箇所の欄に入力します。
- 欄を移動するには、▶を押します。

❷決定を押す

プロキシ設定

● インターネットとの接続時にプロキシ（代理）サーバーを経由する場合に設定します。

● ご契約のプロバイダーから指定がある場合にだけ設定してください。

● ここでのプロキシ設定はHTTPに関するものです。

❶▲·▼で「使用する」を選び、決定を押す

❸▲·▼で「サーバー名」を選び、決定を押す

❷サーバー名を入力する

- 文字入力のしかたは、操作編の 23 をご覧ください。
- 入力できる文字は半角英字／半角数字で、記号は半角の!"#% &()*+,-.:;<=>@[¥]^{|}~?_/です。

❹▲·▼で「ポート番号」を選び、1～10(0)でポート番号を入力する

❺▲·▼で「設定完了」を選び、決定を押す

MACアドレス

● ネットワーク上に接続されている機器を識別するために本機に割り当てられている番号です。

● MACアドレスの確認が終わったら、終了を押してメニューを消します。

接続テスト

● 「通信設定」が正しいかテストします。

● テストが終わったら、終了を押してメニューを消します。

● 正しく接続できなかった場合は、次ページの「通信設定の接続テスト結果について」をご覧ください。

■ IPアドレス
インターネットに接続する場合に、端末に割り当てられる固有の番号です。形式は、最大3ケタの数字4組を点で区切った形になっています。(例：111.112.xxx.xxx)

■ DNSサーバー
ドメイン名(xxx.co.jpなど)をIPアドレスに置き換える機能を持つサーバーで、本機では自動的に取得されます。自動で取得できない場合は、手動で、プロバイダーからの資料で指定されたDNSアドレスを「プライマリ」に入力します。二つある場合は、もう一方を「セカンダリ」に入力します(例：111.112.xxx.xxx)。ご契約のプロバイダーによっては、「ネームサーバー」、「DNS1/DNS2サーバー」、「ドメインサーバー」などと呼ばれることがあります。

■ サブネットマスク
ネットワークを区切るために、端末に割り当てられるIPアドレスの範囲を限定するためのものです。(例：255.255.xxx.xxx)

■ デフォルトゲートウェイ
ネットワーク外のサーバーにアクセスする際に、使用するルーターなどの機器を指定するためのものです。IPアドレスで特定されています。(例：111.112.xxx.xxx)

■ プロキシ
ご契約のプロバイダーから指定があるときだけ設定してください。(例：proxy.xxx.xxx.xxx)
この設定をすると、HTTPプロキシサーバーからファイアウォール(外部からの不正侵入防護壁)を越えて通信先のブラウザにデータを高速で送ることができます。

■ MACアドレス
ネットワーク上に接続されている機器の識別のために、各機器ごとに割り当てられる固有の番号です。

■ IPアドレス設定について
- 本機に接続されたルーターのDHCP機能(IPアドレスを自動的に割り当てる機能)がONのときは、「自動取得」を「する」「しない」のどちらでも設定できます。
(通常は、「する」に設定してください。「しない」に設定した場合は手動での設定が必要です)
- ルーターのDHCP機能がOFFのときは、「自動取得」を「しない」にして、手動で設定してください。
- 手動で設定する際は、他の接続機器とIPアドレスが重複しないように設定してください。また、設定する固定IPアドレスはプライベートアドレスでなければなりません。
- 設定終了後、本機に設定されたIPアドレスとルーターのローカル側に設定されたIPアドレスのネットワークID部分がそれぞれ同じであることを確認してください。(詳しくは、ルーターの取扱説明書をご覧ください)

■ DNS設定について
- 本機に接続されたルーターのDHCP機能がONのときは、DNSアドレスの「自動取得」を「する」「しない」のどちらでも設定できます。(通常は、「する」に設定してください。「しない」に設定した場合は手動での設定が必要です)
- 本機に接続されたルーターのDHCP機能がOFFのときは、DNSアドレスの「自動取得」を「しない」にして、プロバイダーから指定されたものを手動で設定してください。(プロバイダーによって設定方法が異なります。プロバイダーとの契約内容に沿った設定をしてください)

■ 通信設定の接続テスト結果について
- 接続テストの結果、正しく通信できなかった場合は、以下を確認してください。
(1) LAN端子の接続状態と「通信設定」を確認する
  - 正しく接続・設定されているかご確認ください。設定内容については、ルーターの設定内容に関係することがありますのでご注意ください。(ルーターの設定については、ルーターの取扱説明書をご覧ください)
(2) ネットワーク環境の接続確認
  - 以下の手順で本機と同一ネットワーク上に接続されたパソコンからインターネットに接続できるか確認します。
  ❶ パソコンのインターネット・ブラウザ(Internet Explorerなど)を起動する
  ❷ URL欄に「www.toshiba.co.jp」を入力し、ページが表示されることを確認する
    - ページが正しく表示されない場合は、接続されているパソコンやルーターの設定が正しいか確認してください(詳しくは、パソコン、ルーターの取扱説明書をご覧ください)。この場合、本機の問題ではない可能性があります。

■ PPPoE設定について
- 本機ではPPPoEの設定はできません。PPPoEはルーター側に設定してください。(設定にはパソコンが必要です)

ひかりTVを視聴するための設定をする

- ひかりTVは、光回線（NTT東日本、またはNTT西日本のフレッツ回線）を利用して多チャンネル放送やビデオなどが楽しめる有料のブロードバンド映像配信サービスです。詳しくは、「「ひかりTV」を楽しむ」（操作編 75）をご覧ください。
- フレッツ回線を利用するには、NTTおよびプロバイダーとの契約が必要です。
- ひかりTVを視聴するには、あらかじめ申込みが必要です。

ひかりＴＶのお問い合わせ・お申し込みはこちらから	
お電話での お問い合わせ	フリーダイヤル 0120-001144 ひかりTVカスタマーセンター　営業時間10:00～21:00　年中無休
ホームページ	http://www.hikaritv.net/

- ひかりTVなど、光回線で提供される多チャンネル放送やビデオ作品などのIPTVサービスを視聴するための設定、確認をします。

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「初期設定」⇨「IPTV設定」の順に進む

2 設定する項目を▲・▼で選んで決定を押す

3 以降の手順で設定・確認する

ネットワーク設定

- ご契約の回線を選びます。

❶ ◀・▶で以下から選び、決定を押す
「NTT東日本」
「NTT西日本」

❷ フレッツ 光ネクストを利用している場合は、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す

サービスプロバイダー選択

- サービスプロバイダーが一覧表示されます。

❶ 契約しているプロバイダーを▲・▼で選び、決定を押す

❷ 確認画面が表示されたら、決定を押す

基本登録

- ひかりTVの場合は、申込後に発行される資料に記載されている内容を入力します。
- 文字入力のしかたは、操作編の 23 をご覧ください。

IPTVスキャン

- IPTVのテレビサービスで視聴できるチャンネルを設定します。
- テレビサービスが開通していないと、IPTVスキャンはできません。
- IPTVスキャンの設定には数分かかる場合があります。

❶ IPTVスキャンをする場合は、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す
- スキャンが始まります。
- 中止する場合は 戻る を押します。

❷ 設定の内容を確認する場合は、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す

❸ 内容を確認したら、決定を押す
- ページが複数ある場合は、▲・▼で切り換えられます。

接続テスト

- 接続と設定が正しいか、テストします。
- 接続テストが始まります。
- 中止する場合は 戻る を押します。
- エラーメッセージが表示された場合は、メッセージに従って対処してください。

システム情報

- システム情報が表示されます。
  - DRM番号：ひかりTVサービスで利用される受信機固有の番号です。契約をする場合などの参考情報です。

- 集合住宅（マンションなど）でPNA装置を使用している場合は、IPTVの視聴はできません。
- 本機ではルーターの設定はできません。ルーターによってはパソコンでの設定が必要な場合があります。
- 以下について詳細は、NTT東日本、またはNTT西日本にお問い合わせください。
  - フレッツ回線を用いて通常のインターネット接続をするには、PPPoEに関する項目をルーターに設定する必要があります。
  - パソコンでIPv6サービスを使用する際の制限事項。
- IPTVを視聴中にパソコンなどでインターネットを使用すると、IPTVの映像や音声が乱れることがあります。
- テレビサービスが利用できるようになるまでには、かなりの時間がかかる場合があります。

「おすすめサービス」の設定をする

- 「おすすめサービス」は、当社ハイビジョンテレビやレコーダーなどで番組情報サービスを利用しているユーザーの録画・予約履歴情報をサーバーで収集し、サーバー側で各種ランキング情報を集計・生成して、機器ごとのおすすめ番組データを配信するサービスです。サーバーから配信されたおすすめ番組のリストなどから番組を選んで視聴したり、録画や予約をしたりすることができます。詳しくは「「おすすめサービス」で番組を探す」(操作編 24)をご覧ください。
- 「おすすめサービス」の対象の放送は地上デジタル放送とBSデジタル放送です。
- 「おすすめサービス」の利用には、以下の設定とインターネットへの接続・設定(59 ～ 60)が必要です。

「おすすめサービス」を利用するための設定をする

1 **設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「おすすめサービス設定」の順に進む**

機能設定	
3D2D変換確認表示	する
おすすめサービス設定	→
省エネ設定	→
視聴制限設定	→
外部入力設定	→
音声出力設定	可変
信号フォーマット詳細表示設定	オフ
画面調整	→
オートメディアプレーヤー	オン
リモコン設定	→

2 **▲·▼で「おすすめサービス」を選び、決定を押す**

おすすめサービス設定	
おすすめサービス	利用しない
ジャンル設定	→

3 **「おすすめサービス」を利用する場合は、▲·▼で「利用する」を選んで決定を押す**

- 画面の説明をよくお読みのうえ、内容に同意できる場合に「利用する」を選んでください。

おすすめサービス

サービスのご利用について

おすすめサービスは、録画予約のランキングや特集などを提供するサービスです。
・「利用する」に設定すると、本機での録画や予約などの情報がサーバーに送信されます。
・サーバーが収集した情報から、利用者個人が特定されることはありません。
・サーバーが収集した情報は、本サービスの提供以外に、統計情報としてマーケティングなどの目的で利用することがあり、この範囲内で第三者に提供することがあります。
・おすすめサービスの詳しい説明は、取扱説明書をご覧ください。
・本サービスは、予告なく休止、終了、または内容を変更する場合があります。

利用する
利用しない

「おすすめサービス」で利用するジャンルを設定する

- 「おすすめサービス」で利用するジャンルを放送の種類ごとに設定することができます。
- 下表の○印のジャンルが利用できます。お買い上げ時は、○印すべてを利用するように設定されています。必要に応じて設定を変更してください。

ジャンル	地デジランキング	BSランキング
総合	○(常時選択されます)	○(常時選択されます)
ニュース/報道	○	○
スポーツ	○	○
情報/ワイドショー	○	×
ドラマ	○	○
音楽	○	○
映画	○	×
アニメ/特撮	○	○
ドキュメンタリー	○	○
趣味/教育	○	○
朝の番組	○	×
昼の番組	○	×
夕方夜の番組	○	×
深夜早朝の番組	○	×

1 **左記手順1の操作をする**

2 **▲·▼で「ジャンル設定」を選び、決定を押す**

3 **ジャンル設定をする放送の種類を▲·▼で選び、決定を押す**

4 **ジャンルを▲·▼で選び、決定を押す**

- 決定を押すたびに☑と☐が交互に切り換わります。利用するジャンルに✓がつくようにします。
- ジャンルの種類については下表をご覧ください。

5 **指定がすべて終わったら、▲·▼·◀·▶で「設定完了」を選んで決定を押す**

視聴できる番組を制限する

制限するために暗証番号を設定する

- 暗証番号は、インターネット利用時の閲覧制限機能で使用したり、視聴年齢制限のある番組を見たりするときに必要です。
- 暗証番号を設定した場合には、暗証番号の変更・削除および「すべての初期化」71 をするときにも暗証番号の入力が必要になります。

- 暗証番号を忘れないようにご注意ください。暗証番号を忘れた場合は、裏表紙に記載の「東芝テレビご相談センター」にご連絡ください。

※ 必要でない場合は登録しないことをおすすめします。

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「視聴制限設定」⇨「暗証番号設定」の順に進む

- 暗証番号の入力画面が表示されます。

2 暗証番号を変更する場合は、変更前の暗証番号を1～10(0)で入力する

- 新規設定の場合、この手順はありません。

3 登録したい暗証番号を1～10(0)で入力する

- 間違えて入力した場合は、◀を押し、もう一度入力してください。
- 入力した数字は画面には「＊」で表示されます。

4 1～10(0)でもう一度暗証番号を入力する

5 確認画面で決定を押す

暗証番号を削除するとき

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「視聴制限設定」⇨「暗証番号削除」の順に進む

- 暗証番号の入力画面になります。

2 1～10(0)で暗証番号を入力する

3 確認画面で、◀·▶で「はい」を選び、決定を押す

番組の視聴を制限する

- デジタル放送では番組ごとに視聴年齢が設定されている場合があります。視聴年齢制限のある番組を見るには設定が必要です。
- お買い上げ時には、番組の視聴制限は設定されていません。
- 暗証番号を設定していない場合は、先に暗証番号を設定してください。

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「視聴制限設定」⇨「放送視聴制限設定」の順に進む

- 暗証番号の入力画面になります。

2 1～10(0)で暗証番号を入力する

3 ◀·▶で年齢を設定し、決定を押す

- 設定できる年齢は、4歳から20歳までです。
- 視聴年齢制限機能を使わない場合は、「20歳(制限しない)」に設定してください。

- 視聴時の動作および操作は以下のとおりです。

番組の制限年齢が設定した年齢よりも上の場合

- メッセージが表示されます。
- 決定を押し、1～10(0)で暗証番号を入力してください。

視聴年齢制限が設定されていない場合

- 視聴年齢制限のある番組を見ることはできません。
- 決定を押し、設定が必要な項目を設定してください。

インターネットの利用を制限する

- 本機のブロードバンドメニューの「Yahoo! JAPAN」（操作編 72 ）、「YouTube」（操作編 78 ）、「インターネット」（操作編 79 ）を使用する際に、青少年を有害サイトから保護することを意図した以下の閲覧制限機能を使用することができます。
- 「レグザ版あんしんねっと」のフィルタリングによるアクセス制限（プロキシ制限機能）と、アクセス先にかかわらずブラウザ起動時にパスワードで利用を制限する機能（パスワードロック機能）の2種類があります。どちらの場合も、上記のブロードバンドメニューだけが対象です。
- 暗証番号を設定していない場合は、先に前ページの手順で暗証番号を設定してください。

レグザ版あんしんねっと設定（プロキシ制限機能）

- 閲覧できるサイトを制限することができます。
- 右記の「ブラウザ起動制限設定」を「制限する」に設定している場合は、この設定はできません。

1 設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「機能設定」⇨「視聴制限設定」⇨「インターネット制限設定」の順に進む

- 暗証番号の入力画面になります。

2 1 〜 10 (0)で暗証番号を入力する

3 ▲･▼で「レグザ版あんしんねっと設定」を選び、決定を押す

4 ▲･▼で「レグザ版あんしんねっと」を選び、決定を押す

5 ▲･▼で「使用する」または「使用しない」を選び、決定を押す

- 「使用しない」を選択した場合は、終了を押します。

6 「ご利用上の注意」を読み、同意する場合は◀･▶で「はい」を選んで決定を押す

- 「いいえ」を選択した場合は、終了を押します。

7 ▲･▼で「閲覧設定」を選び、決定を押す

8 制限するレベルを▲･▼で選び、決定を押す

- 設定するレベルに応じて、それぞれ以下のサイトの閲覧が制限されます。
  - **小学生以下**……有害サイト、ウェブメール、掲示板、チャット、ブログ、ショッピング
  - **中学生**…………有害サイト、ウェブメール、掲示板、チャット
  - **高校生**…………有害サイトのみ
  - **大人**……………フィッシング詐欺サイトのみ

※ インターネットの利用時に、パスワードを使って一時的に閲覧設定を「大人」に変更することができます。詳しくは、「一時的に閲覧制限を変更するとき」（操作編 73 ）をご覧ください。

「レグザ版あんしんねっと」について

「レグザ版あんしんねっと」はYahoo! JAPANが運営する「Yahoo!あんしんねっと」のフィルタリング用URLデータベースを使用したサービスです。
有害サイトの判定にあたっては、利用者がリクエストしたURL情報がYahoo! JAPANに送付されることをあらかじめご了承ください。（Yahoo! JAPANのプライバシーの考え方については、http://privacy.yahoo.co.jp/ をご参照ください）

ブラウザ起動制限設定（パスワードロック機能）

- ブロードバンドメニューの「Yahoo! JAPAN」、「YouTube」、「インターネット」を使用する際に、暗証番号の入力が必要となるように設定することができます。
- 左記の「レグザ版あんしんねっと」を「使用する」に設定している場合は、この設定はできません。

1 左記手順1〜2の操作をする

2 ▲･▼で「ブラウザ起動制限設定」を選び、決定を押す

3 ▲･▼で「制限する」または「制限しない」を選び、決定を押す

- **制限する**………「Yahoo! JAPAN」、「インターネット」を利用する際に、暗証番号の入力が必要です。
- **制限しない**……暗証番号入力は不要です。

外部入力の機能を設定する

● 外部入力についてのさまざまな機能を設定することができます。必要に応じて設定してください。

1 設定(ふたの中)を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「外部入力設定」の順に進む

2 設定する項目を▲·▼で選んで決定を押し、以降の手順で設定する

外部入力表示設定

● 入力切換をしたときに表示される機器の名称(ブルーレイ、DVDなど)を変更することができます。

❶ 設定する外部入力を▲·▼で選び、決定を押す

※「初期設定に戻す」を選択すると、お買い上げ時の設定に戻すことができます。

❷ 表示させる機器名を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す

HDMＩ１	
ブルーレイ	DVD
VTR	CATV
ゲーム	チューナー
PC	ムービーカメラ
表示しない	

外部入力スキップ設定

● 入力切換をするときに、使っていない入力をスキップする(飛び越す)ことができます。

❶ 設定する外部入力を▲·▼で選び、決定を押す

● 決定を押すたびに「スキップ」が「する」、「しない」に交互に切り換わります。

外部入力スキップ設定

外部入力	スキップ
HDMＩオート	する
ビデオ１	しない
ビデオ２	しない

• **する**……入力切換時に入力をスキップします。「HDMIオート」を「する」に設定すると、ケーブルが接続されていないHDMI入力をスキップします。
• **しない**…入力切換時にスキップしません。

HDMI自動画質モード設定

● HDMI入力端子に入力される映像に適した画質になるように設定することができます。

❶ 設定するHDMI入力を▲·▼で選び、決定を押す

❷ ▲·▼で以下の設定から選び、決定を押す

• **コンテンツ連動オン**…入力映像に「映画」などのコンテンツタイプを識別する情報がある場合に、そのタイプに適した画質に自動調整されます。
• **自動ゲームモード**…入力映像がRGB信号の場合に、「映像メニュー」が自動的に「ゲーム」になります。
• **オフ**…………………自動画質モードは働きません。

RGBレンジ設定

● HDMI入力端子に接続された機器からの映像に関する設定です。通常は「オート」の設定のままでご使用ください。
● 本機がRGBレンジを識別できない機器を接続している場合は、機器の仕様に合わせて設定してください。

❶ 設定するHDMI入力を▲·▼で選び、決定を押す

❷ ▲·▼で以下の設定から選び、決定を押す

• **オート**……………自動切換になります。
• **フルレンジ**………RGBレンジが0～255の機器の場合に選びます。
• **リミテッドレンジ**…RGBレンジが16～235の機器の場合に選びます。

HDMI3音声入力設定

● 通常は「オート」の設定のままでご使用ください。
●「オート」で、HDMI3アナログ音声入力端子への接続をしても音声が出ない場合は、「アナログ」に設定してください。

❶ ▲·▼で以下の設定から選び、決定を押す

• **オート**……自動切換になります。
• **デジタル**…HDMI入力3端子からの音声が出ます。
• **アナログ**…HDMI3アナログ音声入力端子からの音声が出ます。

音声出力端子の機能を設定する

- 音声出力（固定/可変）端子から出力されるアナログ音声信号を固定の音量調整レベルで出力するか、本機のリモコンで音量調節ができるようにするか設定します。
- お買い上げ時は「可変出力」に設定されています。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「音声出力設定」の順に進む

2 ▲·▼で「固定出力」または「可変出力」を選び、決定を押す

- **固定出力**… 固定の音量調整レベルで出力されます。
- **可変出力**… 本機のリモコンで音量の調節ができます。

- テレビ（本機）のスピーカーから音声を出さないようにするには、本機の音量を最小に調節するか、または「オーディオ機器のスピーカーで聴く」（操作編 63）の操作で「AVシステムのスピーカーで聴く」を選んでください。

入力信号の詳細情報を表示させる

- 画面表示を押したときに、視聴している映像の詳細な信号フォーマット情報が表示されるように設定することができます。

例

水平×垂直画素数	：１９２０ × １０８０
走査方式	：インターレース
垂直周波数	：６０Ｈｚ
色深度	：８ｂｉｔ
ＲＧＢ／ＹＵＶ	：ＹＵＶ
クロマフォーマット	：４：２：２

- お買い上げ時は表示されないように設定されています。表示させたい場合は、「オン」に設定してください。

1 設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「信号フォーマット詳細表示設定」の順に進む

2 ▲·▼で「オン」または「オフ」を選び、決定を押す

- **オン**……画面表示を押したときに信号フォーマットの詳細な情報が表示されます。
- **オフ**……信号フォーマットの詳細な情報は表示されません。

リモコンの設定を変更する

2台のREGZAをそれぞれのリモコンで操作する

- 同じ室内で東芝製のテレビを2台使用している場合などに、リモコンを操作すると2台とも反応してしまうことがあります。このような場合、リモコンコードの設定を変えれば1台だけが操作できるようになります。

※ 必ず以下の手順で操作してください。手順が異なるとリモコン操作ができなくなります。

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「機能設定」⇨「リモコン設定」⇨「リモコンコード設定」の順に進む

選局機能設定	付属
リモコンコード設定	リモコンコード1
操作無効設定	→

リモコン設定

2 ▲・▼で「リモコンコード1」または「リモコンコード2」を選び、決定を押す

3 ◀・▶で「はい」または「いいえ」を選び、決定を押す

- 「はい」を選んで決定を押すと、テレビ本体のリモコンコードが設定されます。今までと異なるコードに設定した場合、次の手順4を終えるまでの間リモコンでの操作はできなくなります。

4 決定を押したままで、1または2を約4秒間以上押し続ける

- 手順2～3で「リモコンコード1」に設定した場合は1を押し続け、「リモコンコード2」に設定した場合は2を押し続けます。

※ この操作ができるのは、付属のリモコンだけです。

5 リモコンでテレビが操作できることを確認する

リモコンの乾電池を取りはずした場合（電池交換などの際）、リモコンは「コード1」になることがあります。

テレビ本体のボタンで設定するとき

- テレビ本体のリモコンコードを、本体の操作ボタンを使って以下の手順で設定することもできます。

1 本体の放送切換を押し続ける

- 押し始めてから約4秒後にリモコンコード設定メニューが表示されます。メニューが表示されたらボタンから手を離してください。

2 ∧チャンネル∨でリモコンコードを選び、入力切換を押す

3 「はい」または「いいえ」を∧チャンネル∨で選び、入力切換を押す

- 図は、「リモコンコード2」に設定する場合の表示です。

使わない放送選択ボタンの操作を無効にする

- リモコンの放送選択ボタン地デジ、BS、CSのうち、使用しないボタンの操作を無効にすることができます。

1 設定（ふたの中）を押し、▲・▼と決定で「機能設定」⇨「リモコン設定」⇨「操作無効設定」の順に進む

2 ▲・▼でボタンを選び、決定を押す

- 決定を押すたびに「有効」と「無効」が交互に切り換わります。

操作無効設定

ボタン	操作
地デジ	有効
BS	有効
CS	有効

- テレビ本体とリモコンのリモコンコードが一致していない場合、電源が「待機」のときにリモコンの電源を押すと、本体の「電源」表示が赤色に点滅します。その場合は、リモコンまたは本体のリモコンコードを変更してください。

3Dコンテンツの表示方法を設定する

BS/CSワンタッチ選局ボタン付リモコンで操作できるようにする

● 東芝レグザシリーズ用のBS/CSワンタッチ選局ボタン付リモコンがある場合に、そのリモコンを使用するように設定できます。

BS/CSワンタッチ選局ボタン付リモコン（例）

BS/CSワンタッチ選局ボタン

※ BS/CSワンタッチ選局ボタン付リモコンを使用する場合、前ページ記載の「リモコンコード設定」のテレビ本体側は「リモコンコード１」（お買い上げ時の設定）にしてください。

1 設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「機能設定」⇨「リモコン設定」⇨「選局機能設定」の順に進む

2 ▲･▼で「付属リモコン」または「BS/CSワンタッチ選局ボタン付リモコン」を選び、決定を押す

● 左目用映像と右目用映像が上下または左右に配置された3Dコンテンツを本機が検出したときに、画面にどのように表示させるか設定します。

※ 本機は3Dコンテンツを3D映像（立体映像）として視聴することはできません。

1 設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「機能設定」⇨「3D2D変換確認表示」の順に進む

2 ▲･▼で以下から選び、決定を押す

- **する**……3Dコンテンツを2D映像（通常の映像）に変換して表示させるかどうかの確認画面が表示されます。
- **しない**…確認画面は表示されません。3Dコンテンツが2D映像に変換して表示されます。

テレビを省エネに設定する

● 省エネに関するさまざまな設定をすることができます。
● 「番組情報取得設定」を「取得する」に設定すると電力を消費しますが、番組表機能や予約機能を正しく働かせるために、「取得する」（お買い上げ時の設定）で使用することをおすすめします。

1 **設定（ふたの中）を押し、▲·▼と決定で「機能設定」⇨「省エネ設定」の順に進む**

● 「省エネ設定」の画面が表示されます。

2 **設定する項目を▲·▼で選び、決定を押す**

消費電力	標準
番組情報取得設定	取得する
無操作自動電源オフ	動作しない
オンエアー無信号オフ	待機にする
外部入力無信号オフ	待機にする

省エネ設定

3 **希望の設定を▲·▼で選び、決定を押す**

● 以降の説明を参照して設定してください。

消費電力

・**標準** ………… 標準の明るさです。
・**減1** ………… 画面の明るさをおさえて、消費電力を低減します。
・**減2** ………… 明るさと消費電力を「減1」よりさらにおさえたモードです。

番組情報取得設定

・**取得する** …… 電源が「待機」や「切」のときに、デジタル放送の番組情報を取得します。取得時に電力を消費します。
・**取得しない**… 番組情報を取得しません。そのため、番組表の内容が表示されなかったり、予約できなかったり、番組検索ができなかったりする場合があります。

無操作自動電源オフ

・**待機にする**… テレビの無操作状態が約3時間続くと、電源が「待機」になります。
・**動作しない**… テレビの無操作状態が続いても電源は「入」のままです。

オンエアー無信号オフ

・**待機にする**… 放送受信時に、無信号状態が約15分間続くと、電源が「待機」になります。
・**動作しない**… 無信号状態が続いても電源は「入」のままです。
※外部入力を選んでいるときは機能しません。

外部入力無信号オフ

・**待機にする**… 外部入力選択時に、無信号状態が約15分間続くと、電源が「待機」になります。
・**動作しない**… 無信号状態が続いても電源は「入」のままです。

室内の照明環境を設定する

● 「映像メニュー」（操作編 86）の「おまかせ」をより効果的に働かせるための設定です。
● 「映像メニュー」で「おまかせ」を選択していないときは、この設定項目はありません。

1 **クイックを押し、▲·▼と決定で⇨「映像設定」⇨「室内環境設定」の順に進む**

2 **▲·▼で「照明の色」を選び、決定を押す**

3 **▲·▼で室内の照明の色を選び、決定を押す**

・**おまかせ** …本機が自動判定します。
・**電球色** ……電球など、暖か味のある色の照明の場合
・**蛍光灯色** …クールな白色の照明の場合

4 **▲·▼で「外光設定」を選び、決定を押す**

5 **◀·▶で「外光あり（通常）」または「外光なし」を選び、決定を押す**

・**外光あり（通常）**… 日中、屋外から光がはいる場合
・**外光なし** ………… 日中、屋外からはいる光が少なく、室内照明を使用している場合

● 「外光あり」に設定した場合、手順**3**で設定した照明の色と外光に合わせた画質に自動調整されます。（この機能にはデジタル放送の時刻情報が利用されます）
● 「外光なし」に設定した場合、手順**3**で設定した照明の色に合わせた画質に自動調整されます。

お買い上げ時の設定に戻すには（設定内容を初期化するには）

● お買い上げ時の設定に戻す方法は3種類あります。目的に合わせて操作してください。

※ 初期化をすると初期化前の状態に戻すことはできませんのでご注意ください。

項　目	内　容
初期化1	● 以下の項目以外の設定項目をお買い上げ時の状態に戻します。 ・「チャンネル設定」 ・「視聴制限設定」の「暗証番号設定」、「放送視聴制限設定」 ・「リモコンコード設定」 ・USBハードディスクの「自動削除設定」 ● お好みに設定した項目を設定し直すときに行うと便利です。
初期化2	● 以下の項目以外の設定項目をお買い上げ時の状態に戻します。 ・「視聴制限設定」の「暗証番号設定」、「放送視聴制限設定」 ・「リモコンコード設定」 ・USBハードディスクの「自動削除設定」
すべての初期化	● 本機に設定された「リモコンコード設定」以外のすべての内容をお買い上げ時の状態に戻します。 ※ **この初期化は、データ放送の個人情報（住所、氏名、視聴ポイント数など）、アクトビラの識別情報（操作編 74）、IPTVの登録情報についてもすべて初期化されますので、本機を廃棄処分する場合や他の人に譲り渡す場合にのみ行ってください。**

1 設定（ふたの中）を押し、▲･▼と決定で「初期設定」⇨「設定の初期化」の順に進む

2 ▲･▼で「初期化1」、「初期化2」、または「すべての初期化」を選び、決定を押す

● 初期化される項目の内容は、上の表をご覧ください。

すべての初期化をする場合

● 暗証番号を設定している場合は暗証番号入力画面が表示されます。暗証番号を入力してください。

3 初期化する場合は◀･▶で「はい」を選び、決定を押す

4 初期化終了の画面が表示されたら、以下の操作をする

● 「初期化1」、「初期化2」の場合は決定を押します。
● 「すべての初期化」の場合は電源を切ります。

お買い上げ時の設定に戻すには　つづき

お買い上げ時の設定

項目			設定内容		
映像設定		映像メニュー	おまかせ		
映像設定		黒レベル	00		
映像設定		色の濃さ	00		
映像設定		色あい	00		
映像設定		シャープネス	00		
映像設定	詳細調整	カラーイメージコントロールプロ	色あい	色の濃さ	明るさ
映像設定	詳細調整	レッド	00	00	00
映像設定	詳細調整	グリーン	00	+04	00
映像設定	詳細調整	ブルー	00	+04	00
映像設定	詳細調整	イエロー	00	00	00
映像設定	詳細調整	マゼンダ	00	00	00
映像設定	詳細調整	シアン	00	00	00
映像設定	詳細調整	レゾリューションプラス	オート		
映像設定	詳細調整	ゲイン調整	00		
映像設定	詳細調整	補正レベル	オート		
映像設定	詳細調整	フィルムグレイン抑制	オート		
映像設定	詳細調整	MPEG NR	オート		
映像設定	詳細調整	ダイナミックNR	オート		
映像設定	詳細調整	LEDエリアコントロール	おまかせ		
映像設定	詳細調整	原画解像度	オート		
映像設定	詳細調整	プログレッシブ処理	オート		
映像設定	詳細調整	色解像度	スタンダード		
映像設定	詳細調整	輝度エッジ補正	オート		
映像設定	詳細調整	色エッジ補正	オート		
映像設定	詳細調整	色温度	00		
映像設定	詳細調整	ダイナミックガンマ	00		
映像設定	詳細調整	ガンマ調整	00		
映像設定	詳細調整	Vエンハンサー	オート		
映像設定	詳細調整	倍速ワイドエリア補間	ワイド		
映像設定		3次元フレーム超解像	オン		
映像設定		コンテンツモード	オート		
映像設定		フィルムモード	おまかせ		
映像設定		明るさ検出	オン		
音声設定		音声メニュー	おまかせ		
音声設定	イコライザー	低	0		
音声設定	イコライザー	中	0		
音声設定	イコライザー	高	0		
音声設定		低音強調	おまかせ		
音声設定		バランス	中央		
音声設定		ドルビー DRC	オフ		
音声設定		光デジタル音声出力	PCM		
音声設定		ヘッドホーンモード	通常モード		
3D2D変換確認表示			する		
省エネ設定		消費電力	標準		
省エネ設定		番組情報取得設定	取得する		
省エネ設定		無操作自動電源オフ	動作しない		
省エネ設定		オンエアー無信号オフ	待機にする		
省エネ設定		外部入力無信号オフ	待機にする		
放送視聴制限設定			未設定		
外部入力設定		外部入力表示設定	すべて「ブルーレイ」		
外部入力設定		外部入力スキップ設定	「HDMIオート」のみスキップ「する」		
外部入力設定		HDMI自動画質モード設定	すべて「コンテンツ連動オン」		
外部入力設定		RGBレンジ設定	すべて「オート」		
外部入力設定		HDMI3音声入力設定	オート		
音声出力設定			可変出力		
信号フォーマット詳細表示設定			オフ		
画面調整		上下振幅調整	00		
画面調整		上下画面位置	00		
画面調整		左右振幅調整	00		

項目			設定内容
オートメディアプレーヤー			オン
リモコン設定		選局機能設定	付属
リモコン設定		リモコンコード設定	リモコンコード1
リモコン設定		操作無効設定	すべて「有効」
USBハードディスクの省エネ設定			通常モード
Appsコネクト設定のポート番号			80
レンダラー機能設定		レンダラー機能	オン
レンダラー機能設定		最大音量制限設定	50
本機の情報			形名　例：REGZA-42Z2
外部機器から電源オン			オフ
今すぐニュース設定			未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	POP3サーバーアドレス	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	POP3ユーザー名	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	POP3パスワード	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	APOP	使用しない
Eメール録画予約設定	基本設定	POP3アクセス時刻	PM0:00、PM6:00、PM8:00、PM10:00
Eメール録画予約設定	基本設定	SMTPサーバーアドレス	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	SMTPサーバーポート番号	自動設定
Eメール録画予約設定	基本設定	SMTPサーバー認証	POP3サーバーと同じ
Eメール録画予約設定	基本設定	SMTPサーバーユーザー名	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	SMTPサーバーパスワード	未設定
Eメール録画予約設定	基本設定	メールアドレス	未設定
Eメール録画予約設定		Eメール録画予約機能	使用しない
Eメール録画予約設定		メール予約パスワード	未設定
Eメール録画予約設定		予約設定結果通知	送信元アドレスへの通知
Eメール録画予約設定		指定メールアドレス	未設定
Eメール録画予約設定		予約アドレス登録	未設定
ワンタッチスキップ設定			30秒
ワンタッチリプレイ設定			10秒
HDMI連動設定		HDMI連動機能	使用する
HDMI連動設定		連動機器→テレビ入力切換	連動する
HDMI連動設定		連動機器→テレビ電源	連動する
HDMI連動設定		テレビ→連動機器電源オフ	連動する
HDMI連動設定		PC映像連動	使用する
HDMI連動設定		レグザリンクダビング	使用しない
HDMI連動設定		AVシステム連動	使用する
HDMI連動設定		AVシステム音声連動	使用する
HDMI連動設定		優先スピーカー	テレビスピーカー
BS・110度CSアンテナ電源供給			供給する
自動スキャン			自動スキャンする
地デジ難視対策衛星放送			利用しない
文字スーパー表示設定			表示言語：表示する、言語設定：日本語
通信設定		IPアドレス設定	自動取得
通信設定		DNS設定	自動取得
通信設定		プロキシ設定	使用しない
放送からの自動ダウンロード			自動ダウンロード　する
番組表		文字サイズ変更	小さく
番組表		ジャンル色分け	青：スポーツ、黄：ドラマ、緑：音楽、赤：映画、紫：アニメ/特撮
番組表		チャンネル表示数設定	7チャンネル表示
番組表		表示時間数設定	6時間表示
オンタイマー			切
オフタイマー			切
音多切換			主音声
字幕			字幕オフ
音量			30

設定メニュー 一覧

- 設定メニュー 一覧を下図に示します。（薄く記載している部分は、別冊「操作編」で説明しています）
  「操作編」の設定メニュー 一覧は、操作編の108～109をご覧ください。
- メニューに表示される項目や項目名、選択できる項目などは、設定状態や接続機器の有無などによって変わり、選択できない項目はメニュー画面で薄くなって表示されます。
- 「映像設定」と「音声設定」のメニューは、「映像メニュー」と「音声メニュー」で「おまかせ」を選んでいる場合の内容です。

設定メニュー一覧 つづき

本機で市販のキーボードを使う場合の動作について

各キーの基本動作

- そのときのモードによっては、動作が異なる場合があります。
- 下表にないキーの操作は無効です。

キー	はたらき
Alt+ひらがな/カタカナ	ローマ字入力/かな入力を切り換えます
Shift+無変換	全角英数モードと半角英数モードを切り換えます
英数/CapsLock	英数モードとひらがなモードを切り換えます
半角/全角/漢字	英数モードでの半角モードと全角モードを切り換えます
Shift+CapsLock	英数モードでの大文字と小文字を切り換えます
Esc	漢字変換時に押すと、変換中の文字列が削除されます 未確定文字列内にカーソルがある状態で押すと、すべての未確定文字列が消去されます 設定の途中などで前の画面に戻ることができます
Enter	未確定文字がある場合、変換中の文字を確定します 未確定文字がない場合、改行します(改行が不要な場合は、文字入力モードを終了します) 選んでいる番組や項目を決定します
Delete	文字カーソルの後の1文字を削除します
BackSpace	文字カーソルの前の1文字を削除します
Space	変換中の文字がある場合、文字変換します 変換中の文字がない場合、スペースが入力されます
Home	文字カーソルを行頭に移動します
End	文字カーソルを行末に移動します
↑	文字カーソルを矢印の方向に移動します
↓	
←	
→	

キー	はたらき
Shift+↑	選択範囲を指定します
Shift+↓	
Shift+←	
Shift+→	
Ctrl+x	選択範囲を切り取ります
Ctrl+c	選択範囲をコピーします
Ctrl+v	切取、コピーした文字を貼り付けます
tab	半角8文字分スペースが入力されます
前候補、変換	文字変換をします
Shift+前候補、変換	前変換をします
Insert	挿入モードと上書モードを切り換えます
PageUP ※	画面表示の中に▲・▼のマークがある場合は、ページを切り換えることができます
PageDown ※	
NumLock	10キーの操作を切り換えます
ファンクション(F1)※	カラーボタン:青
ファンクション(F2)※	カラーボタン:赤
ファンクション(F3)※	カラーボタン:緑
ファンクション(F4)※	カラーボタン:黄
ファンクション(F5)※	*d*データ
ファンクション(F6)	インターネットの起動
ファンクション(F7)※	クイック

※印のキーは、リモコンボタンと同じはたらきをします。

10キー操作(NumLockオフの場合)

キー	はたらき
/	"/" が入力されます
*	"*" が入力されます
0 / ins	挿入モードと上書モードを切り換えます
Insert	
1 / End	文字カーソルを行末に移動します
2 / ↓	文字カーソルを移動します
3 / PgDn	このキーは無効です
4 / ←	文字カーソルを移動します
5	このキーは無効です

キー	はたらき
6 / →	文字カーソルを移動します
7 / Home	文字カーソルを行頭に移動します
8 / ↑	文字カーソルを移動します
9 / PgUp	このキーは無効です
. / Del	文字カーソルの後の1文字を削除します
−	"−" が入力されます
+	"+" が入力されます
Enter	変換中の文字を確定します

10キー操作(NumLockオンの場合)

- 通常の10キー操作になります。

本機で市販のキーボードを使う場合の動作について つづき

「ローマ字入力」モードで使うとき

- 以下の表に従って入力してください。
- ひらがなとカタカナを切り換えるときは「無変換キー」を押してください。

入力する文字	キー操作
あ	a
い	i
う	u
え	e
お	o
か	ka
き	ki
く	ku
け	ke
こ	ko
さ	sa
し	shi
し	si
す	su
せ	se
そ	so
た	ta
ち	chi
ち	ti
つ	tsu
つ	tu
て	te
と	to
な	na
に	ni
ぬ	nu
ね	ne
の	no
は	ha
ひ	hi
ふ	fu
ふ	hu
へ	he
ほ	ho
ま	ma
み	mi
む	mu
め	me
も	mo
や	ya
い	yi
ゆ	yu
いぇ	ye
よ	yo
ら	ra
り	ri
る	ru
れ	re
ろ	ro
わ	wa
うぃ	wi
う	wu
うぇ	we
を	wo
ん	nn

入力する文字	キー操作
が	ga
ぎ	gi
ぐ	gu
げ	ge
ご	go
ざ	za
じ	zi
じ	ji
ず	zu
ぜ	ze
ぞ	zo
だ	da
ぢ	di
づ	du
で	de
ど	do
ば	ba
び	bi
ぶ	bu
べ	be
ぼ	bo
ぱ	pa
ぴ	pi
ぷ	pu
ぺ	pe
ぽ	po
ヴぁ	va
ヴぃ	vi
ヴ	vu
ヴぇ	ve
ヴぉ	vo
きゃ	kya
きぃ	kyi
きゅ	kyu
きぇ	kye
きょ	kyo
しゃ	sya
しゃ	sha
しぃ	syi
しゅ	syu
しゅ	shu
しぇ	sye
しぇ	she
しょ	syo
しょ	sho
ちゃ	tya
ちゃ	cya
ちゃ	cha
ちぃ	tyi
ちぃ	cyi
ちゅ	tyu
ちゅ	cyu
ちゅ	chu
ちぇ	tye
ちぇ	cye
ちぇ	che
ちょ	tyo
ちょ	cyo
ちょ	cho

入力する文字	キー操作
てゃ	tha
てぃ	thi
てゅ	thu
てぇ	the
てょ	tho
にゃ	nya
にぃ	nyi
にゅ	nyu
にぇ	nye
にょ	nyo
ひゃ	hya
ひぃ	hyi
ひゅ	hyu
ひぇ	hye
ひょ	hyo
ふぁ	fa
ふぃ	fi
ふぇ	fe
ふぉ	fo
ふゃ	fya
ふぃ	fyi
ふゅ	fyu
ふぇ	fye
ふょ	fyo
みゃ	mya
みぃ	myi
みゅ	myu
みぇ	mye
みょ	myo
りゃ	rya
りぃ	ryi
りゅ	ryu
りぇ	rye
りょ	ryo
ぎゃ	gya
ぎぃ	gyi
ぎゅ	gyu
ぎぇ	gye
ぎょ	gyo
じゃ	zya
じゃ	ja
じゃ	jya
じぃ	zyi
じぃ	jyi
じゅ	zyu
じゅ	ju
じゅ	jyu
じぇ	zye
じぇ	je
じぇ	jye
じょ	zyo
じょ	jo
じょ	jyo
ぢゃ	dya
ぢぃ	dyi
ぢゅ	dyu
ぢぇ	dye
ぢょ	dyo

入力する文字	キー操作
でゃ	dha
でぃ	dhi
でゅ	dhu
でぇ	dhe
でょ	dho
びゃ	bya
びぃ	byi
びゅ	byu
びぇ	bye
びょ	byo
ぴゃ	pya
ぴぃ	pyi
ぴゅ	pyu
ぴぇ	pye
ぴょ	pyo
ぁ	xa
ぁ	la
ぃ	xi
ぃ	li
ぅ	xu
ぅ	lu
ぇ	xe
ぇ	le
ぉ	xo
ぉ	lo
ゃ	xya
ゃ	lya
ぃ	xyi
ぃ	lyi
ゅ	xyu
ゅ	lyu
ぇ	xye
ぇ	lye
ょ	xyo
ょ	lyo
っ	xtu
っ	ltu

資料

地上デジタル放送の放送（予定）一覧表

- この表は、地上デジタル放送の放送予定を表したものです。
  同時に、以下についても記載しています。
  (1) 域内（お住まいの地域）の放送がリモコンボタン（ワンタッチ選局ボタン）に自動設定される目安
  - 「はじめての設定」 31 や「地上デジタル自動設定」 37 をすると、地上デジタル放送の受信可能なチャンネルを探してリモコンの 1 ～ 12 に放送の運用規定に基づいて自動設定されます。
    この表では、その際に域内のどの放送局がリモコンのどのボタンに自動設定されるのか、その目安を記載しています。

  (2) 番組表に表示される域内の放送局の順番（目安）
- この表をご覧の際には、次ページの「お知らせ」もよくお読みください。
- 放送局の開局の状況などによっては、この表のとおり（上記のとおり）にならない場合があります。

2008年3月現在

地方名	都道府県名または地域・都市名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
北海道	北海道全域（区域放送開始前）	1	HBC 北海道放送	3
		2	NHK 教育・札幌	2
		3	NHK 総合・札幌	1
		5	STV 札幌テレビ	4
		6	HTB 北海道テレビ	5
		7	TVH	7
		8	UHB	6
	旭川（区域放送開始後）	1	HBC 旭川	3
		2	NHK 教育・旭川	2
		3	NHK 総合・旭川	1
		5	STV 旭川	4
		6	HTB 旭川	5
		7	TVH 旭川	7
		8	UHB 旭川	6
	釧路（区域放送開始後）	1	HBC 釧路	3
		2	NHK 教育・釧路	2
		3	NHK 総合・釧路	1
		5	STV 釧路	4
		6	HTB 釧路	5
		7	TVH 釧路	7
		8	UHB 釧路	6
	北見（区域放送開始後）	1	HBC 北見	3
		2	NHK 教育・北見	2
		3	NHK 総合・北見	1
		5	STV 北見	4
		6	HTB 北見	5
		7	TVH 北見	7
		8	UHB 北見	6
	帯広（区域放送開始後）	1	HBC 帯広	3
		2	NHK 教育・帯広	2
		3	NHK 総合・帯広	1
		5	STV 帯広	4
		6	HTB 帯広	5
		7	TVH 帯広	7
		8	UHB 帯広	6
	札幌（区域放送開始後）	1	HBC 札幌	3
		2	NHK 教育・札幌	2
		3	NHK 総合・札幌	1
		5	STV 札幌	4
		6	HTB 札幌	5
		7	TVH 札幌	7
		8	UHB 札幌	6
	函館（区域放送開始後）	1	HBC 函館	3
		2	NHK 教育・函館	2
		3	NHK 総合・函館	1
		5	STV 函館	4
		6	HTB 函館	5
		7	TVH 函館	7
		8	UHB 函館	6
	室蘭（区域放送開始後）	1	HBC 室蘭	3
		2	NHK 教育・室蘭	2
		3	NHK 総合・室蘭	1
		5	STV 室蘭	4
		6	HTB 室蘭	5
		7	TVH 室蘭	7
		8	UHB 室蘭	6

地方名	都道府県名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
東北	青森	1	RAB 青森放送	3
		2	NHK 教育・青森	2
		3	NHK 総合・青森	1
		5	青森朝日放送	5
		6	ATV 青森テレビ	4
	岩手	1	NHK 総合・盛岡 ※3	1
		2	NHK 教育・盛岡 ※3	2
		4	テレビ岩手	4
		5	岩手朝日テレビ	6
		6	IBC テレビ	3
		8	めんこいテレビ	5
	宮城	1	TBC テレビ	3
		2	NHK 教育・仙台	2
		3	NHK 総合・仙台	1
		4	ミヤギテレビ	5
		5	KHB 東日本放送	6
		8	仙台放送	4
	秋田	1	NHK 総合・秋田	1
		2	NHK 教育・秋田	2
		4	ABS 秋田放送	3
		5	AAB 秋田朝日放送	5
		8	AKT 秋田テレビ	4
	山形	1	NHK 総合・山形	1
		2	NHK 教育・山形	2
		4	YBC 山形放送	3
		5	YTS 山形テレビ	4
		6	テレビユー山形	5
		8	さくらんぼテレビ	6
	福島	1	NHK 総合・福島 ※3	1
		2	NHK 教育・福島 ※3	2
		4	福島中央テレビ	4
		5	KFB 福島放送	5
		6	テレビユー福島	6
		8	福島テレビ	3
関東	茨城	1	NHK 総合・水戸 ※3	1
		2	NHK 教育・東京	2
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	8
	栃木	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		3	とちぎテレビ	8
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	9
	群馬	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		3	群馬テレビ	8
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	9

地方名	都道府県名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
関東	埼玉	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		3	テレ玉	8
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	9
	千葉	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		3	チバテレビ	8
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	9
	東京	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		9	TOKYO MX	8
		12	放送大学	9
	神奈川	1	NHK 総合・東京	1
		2	NHK 教育・東京	2
		3	tvk	8
		4	日本テレビ	3
		5	テレビ朝日	6
		6	TBS	4
		7	テレビ東京	7
		8	フジテレビジョン	5
		12	放送大学	9
甲信越	新潟	1	NHK 総合・新潟	1
		2	NHK 教育・新潟	2
		4	TeNY テレビ新潟	5
		5	新潟テレビ 21	6
		6	BSN	3
		8	NST	4
	山梨	1	NHK 総合・甲府 ※3	1
		2	NHK 教育・甲府 ※3	2
		4	YBS 山梨放送	3
		6	UTY	4
	長野	1	NHK 総合・長野	1
		2	NHK 教育・長野	2
		4	テレビ信州	3
		5	abn 長野朝日放送	4
		6	SBC 信越放送	5
		8	NBS 長野放送	6

地上デジタル放送の放送(予定)一覧表

地方名	都道府県名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
中部	富山	1	KNB 北日本放送	3
		2	NHK 教育・富山 ※3	2
		3	NHK 総合・富山 ※3	1
		6	チューリップテレビ	5
		8	BBT 富山テレビ	4
	石川	1	NHK 総合・金沢 ※3	1
		2	NHK 教育・金沢 ※3	2
		4	テレビ金沢	3
		5	北陸朝日放送	4
		6	MRO	5
		8	石川テレビ	6
	福井	1	NHK 総合・福井 ※3	1
		2	NHK 教育・福井 ※3	2
		7	FBC テレビ	3
		8	福井テレビ	4
	静岡	1	NHK 総合・静岡	1
		2	NHK 教育・静岡	2
		4	静岡第一テレビ	5
		5	静岡朝日テレビ	6
		6	SBS	3
		8	テレビ静岡	4
	愛知	1	東海テレビ	3
		2	NHK 教育・名古屋	2
		3	NHK 総合・名古屋	1
		4	中京テレビ	6
		5	CBC	4
		6	メ～テレ	5
		10	テレビ愛知	7
	三重	1	東海テレビ	3
		2	NHK 教育・名古屋	2
		3	NHK 総合・津 ※3	1
		4	中京テレビ	6
		5	CBC	4
		6	メ～テレ	5
		7	三重テレビ	7
	岐阜	1	東海テレビ	3
		2	NHK 教育・名古屋	2
		3	NHK 総合・岐阜 ※3	1
		4	中京テレビ	6
		5	CBC	4
		6	メ～テレ	5
		8	岐阜テレビ	7
近畿	滋賀	1	NHK 総合・大津 ※3	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		3	BBC びわ湖放送	7
		4	MBS 毎日放送	3
		6	ABC テレビ	4
		8	関西テレビ	5
		10	読売テレビ	6
	京都	1	NHK 総合・京都 ※3	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		4	MBS 毎日放送	3
		5	KBS 京都	7
		6	ABC テレビ	4
		8	関西テレビ	5
		10	読売テレビ	6
	大阪	1	NHK 総合・大阪	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		4	MBS 毎日放送	3
		6	ABC テレビ	4
		7	テレビ大阪	7
		8	関西テレビ	5
		10	読売テレビ	6

地方名	都道府県名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
近畿	兵庫	1	NHK 総合・神戸 ※3	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		3	サンテレビ	7
		4	MBS 毎日放送	3
		6	ABC テレビ	4
		8	関西テレビ	5
		10	読売テレビ	6
	奈良	1	NHK 総合・奈良 ※3	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		4	MBS 毎日放送	3
		6	ABC テレビ	4
		8	関西テレビ	5
		9	奈良テレビ	7
		10	読売テレビ	6
	和歌山	1	NHK 総合・和歌山 ※3	1
		2	NHK 教育・大阪	2
		4	MBS 毎日放送	3
		5	テレビ和歌山	7
		6	ABC テレビ	4
		8	関西テレビ	5
		10	読売テレビ	6
中国	鳥取	1	日本海テレビ	5
		2	NHK 教育・鳥取 ※3	2
		3	NHK 総合・鳥取 ※3	1
		6	BSS テレビ	4
		8	山陰中央テレビ	3
	島根	1	日本海テレビ	5
		2	NHK 教育・松江 ※3	2
		3	NHK 総合・松江 ※3	1
		6	BSS テレビ	4
		8	山陰中央テレビ	3
	岡山	1	NHK 総合・岡山 ※3	1
		2	NHK 教育・岡山 ※3	2
		4	RNC 西日本テレビ	3
		5	KSB 瀬戸内海放送	4
		6	RSK テレビ	5
		7	テレビせとうち	6
		8	OHK テレビ	7
	広島	1	NHK 総合・広島	1
		2	NHK 教育・広島	2
		3	RCC テレビ	3
		4	広島テレビ	4
		5	広島ホームテレビ	5
		8	TSS	6
	山口	1	NHK 総合・山口 ※3	1
		2	NHK 教育・山口 ※3	2
		3	tys テレビ山口	4
		4	KRY 山口放送	3
		5	yab 山口朝日	5

地方名	都道府県名	リモコンボタン ※1	放送局名	番組表表示の並び順
四国	徳島	1	四国放送	3
		2	NHK 教育・徳島 ※3	2
		3	NHK 総合・徳島 ※3	1
	香川	1	NHK 総合・高松 ※3	1
		2	NHK 教育・高松 ※3	2
		4	RNC 西日本テレビ	3
		5	KSB 瀬戸内海放送	4
		6	RSK テレビ	5
		7	テレビせとうち	6
		8	OHK テレビ	7
	愛媛	1	NHK 総合・松山	1
		2	NHK 教育・松山	2
		4	南海放送	3
		5	愛媛朝日	4
		6	あいテレビ	5
		8	テレビ愛媛	6
	高知	1	NHK 総合・高知	1
		2	NHK 教育・高知	2
		4	高知放送	3
		6	テレビ高知	4
		8	さんさんテレビ	5
九州・沖縄	福岡	1	KBC 九州朝日放送	3
		2	NHK 教育・福岡 NHK 教育・北九州 ※2	2
		3	NHK 総合・福岡 NHK 総合・北九州 ※2	1
		4	RKB 毎日放送	4
		5	FBS 福岡放送	5
		7	TVQ 九州放送	6
		8	TNC テレビ西日本	7
	佐賀	1	NHK 総合・佐賀 ※3	1
		2	NHK 教育・佐賀 ※3	2
		3	STS サガテレビ	3
	長崎	1	NHK 総合・長崎 ※3	1
		2	NHK 教育・長崎 ※3	2
		3	NBC 長崎放送	3
		4	NIB 長崎国際テレビ	6
		5	NCC 長崎文化放送	5
		8	KTN テレビ長崎	4
	熊本	1	NHK 総合・熊本 ※3	1
		2	NHK 教育・熊本 ※3	2
		3	RKK 熊本放送	3
		4	KKT くまもと県民	5
		5	KAB 熊本朝日放送	6
		8	TKU テレビ熊本	4
	大分	1	NHK 総合・大分 ※3	1
		2	NHK 教育・大分 ※3	2
		3	OBS 大分放送	3
		4	TOS テレビ大分	4
		5	OAB 大分朝日放送	5
	宮崎	1	NHK 総合・宮崎 ※3	1
		2	NHK 教育・宮崎 ※3	2
		3	UMK テレビ宮崎	4
		6	MRT 宮崎放送	3
	鹿児島	1	MBC 南日本放送	3
		2	NHK 教育・鹿児島 ※3	2
		3	NHK 総合・鹿児島 ※3	1
		4	KYT 鹿児島読売 TV	6
		5	KKB 鹿児島放送	5
		8	KTS 鹿児島テレビ	4
	沖縄	1	NHK 総合・那覇	1
		2	NHK 教育・那覇	2
		3	RBC テレビ	3
		5	QAB 琉球朝日放送	4
		8	沖縄テレビ（OTV）	5

■ **表中の「リモコンボタン※1」の項目について**

● 「初期スキャン」や「再スキャン」をしたときに、その放送局がどのリモコンボタン(ワンタッチ選局ボタン)に設定されるかを表します。

■ **表中の「※2」が記載されている放送局の放送について**

● 「初期スキャン」や「再スキャン」の際に、入力レベルの高いほうの放送がリモコンボタンに設定されます。(これは、放送の運用規定によるものです)

■ **表中の「※3」が記載されている放送局(NHK)の放送について**

● 「初期スキャン」や「再スキャン」の際に受信できなかった場合は、受信できた域外(お住まいの地域以外)のNHK放送がリモコンボタンに設定されます。(設定される放送は、地域によって決められています)
その後「※3」の放送が受信できると、新しい放送に設定が変更されます。(これは、放送の運用規定によるものです)

東芝デジタルテレビZ2で使われるソフトウェアのライセンス情報

東芝デジタルテレビ37/42/47Z2（Z2と略して記載します）に組み込まれたソフトウェアは、複数の独立したソフトウェアコンポーネントで構成され、個々のソフトウェアコンポーネントは、それぞれに東芝または第三者の著作権が存在します。

東芝デジタルテレビZ2は、第三者が規定したエンドユーザーライセンスアグリーメントあるいは著作権通知（以下、「EULA」といいます）に基づきフリーソフトウェアとして配布されるソフトウェアコンポーネントを使用しております。

「EULA」の中には、実行形式のソフトウェアコンポーネントを配布する条件として、当該コンポーネントのソースコードの入手を可能にするよう求めているものがあります。当該「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントに関しては、以下のホームページをご覧いただくようお願いいたします。

ホームページアドレス
www.toshiba.co.jp/regza/LZ1/eula

また、**東芝デジタルテレビZ2**のソフトウェアコンポーネントには、東芝自身が開発もしくは作成したソフトウェアも含まれており、これらソフトウェア及びそれに付帯したドキュメント類には、東芝の所有権が存在し、著作権法、国際条約条項及び他の準拠法によって保護されています。「EULA」の適用を受けない東芝自身が開発もしくは作成したソフトウェアコンポーネンツは、ソースコード提供の対象とはなりませんのでご了承ください。

ご購入いただいた**東芝デジタルテレビZ2**は、製品として、弊社所定の保証をいたします。

ただし、「EULA」に基づいて配布されるソフトウェアコンポーネントには、著作権者または弊社を含む第三者の保証がないことを前提に、お客様がご自身でご利用になられることが認められるものがあります。この場合、当該ソフトウェアコンポーネントは無償でお客様に使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、当該ソフトウェアコンポーネントの保証は一切ありません。著作権やその他の第三者の権利等については、一切の保証がなく、"as is"（現状）の状態で、かつ、明示か黙示であるかを問わず一切の保証をつけないで、当該ソフトウェアコンポーネントが提供されます。ここでいう保証とは、市場性や特定目的適合性についての黙示の保証も含まれますが、それに限定されるものではありません。当該ソフトウェアコンポーネントの品質や性能に関するすべてのリスクはお客様が負うものとします。また、当該ソフトウェアコンポーネントに欠陥があるとわかった場合、それに伴う一切の派生費用や修理・訂正に要する費用は、東芝は一切の責任を負いません。適用法令の定め、又は書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて当該ソフトウェアコンポーネントの変更・再配布を為し得る者は、当該ソフトウェアコンポーネントを使用したこと、又は使用できないことに起因する一切の損害についてなんらの責任も負いません。著作権者や第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様です。なお、ここでいう損害には、通常損害、特別損害、偶発損害、間接損害が含まれます（データの消失、又はその正確さの喪失、お客様や第三者が被った損失、他のソフトウェアとのインタフェースの不適合化等も含まれますが、これに限定されるものではありません）。当該ソフトウェアコンポーネンツの使用条件や遵守いただかなければならない事項等の詳細は、各「EULA」をお読みください。

東芝デジタルテレビZ2に組み込まれた「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントは、以下のとおりです。これらソフトウェアコンポーネントをお客様自身でご利用いただく場合は、対応する「EULA」をよく読んでから、ご利用くださるようお願いいたします。なお、各「EULA」は東芝以外の第三者による規定であるため、原文（英文）を記載します。

東芝デジタルテレビZ2で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーザーライセンスアグリーメント原文（英文）

対応ソフトウェアモジュール	
Linux Kernel busybox e2fsprogs parted xfsprogs mtd-utils netfilter/iptables u-boot	Exhibit A
eglibc gcc	Exhibit B
libupnp	Exhibit C
WIDE-DHCPv6	Exhibit D
WideStudio/MWT	Exhibit E
SHA2	Exhibit F
fuse	Exhibit G
FreeType	Exhibit H
sazanami-gothic.ttf	Exhibit I
OpenSSL	Exhibit J

Exhibit A

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, June 1991

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change free software – to make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Library General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/ or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License;they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part there of, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any thirdparty, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange;or,

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

7. If as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all.

For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program. If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/ OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Programs

If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.

To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<One line to give the program's name and a brief idea of what it does.>
Copyright © 19yy <name of author>
This program is free software; you can redistribute it and/ or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.
This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.
You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation,Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:

Gnomovision version 69, Copyright © 19yy name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.

The hypothetical commands `show w' and `show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than

`show w' and `show c'; they could even be mouse-clicks or menu items – whatever suits your program.
You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program; if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program `Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.
<signature of Ty Coon>,1 April 1989
Ty Coon, President of Vice

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Library General Public License instead of this License.

Exhibit B

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2.1, February 1999

Copyright © 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc. 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA
Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.
[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software – to make sure the software is free for all its users.
This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages – typically libraries – of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.
When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.
To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.
For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.
We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.
To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.
Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.
Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General PublicLicense. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.
When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.
We call this license the "Lesser" General Public License because it does Less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers Less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.
For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.
In other cases, permission to use a particular library in nonfree programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.
Although the Lesser General Public License is Less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.
The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".
A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.
The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)
"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.
Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.
1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.
You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.
2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) The modified work must itself be a software library.
b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.
(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.
Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.
In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.
3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.
Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.
This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.
4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machinereadable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.
If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.
5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.
However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables..
When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.
If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)
Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.
6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.
You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)
b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.
c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have

already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.

b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library", the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/ or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns. Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/ OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/ OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.>
Copyright © <year> <name of author>
This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.
This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.
You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation,Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names: Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

<signature of Ty Coon>,1 April 1990
Ty Coon,President of Vice

That's all there is to it!

Exhibit C

under an open source software distribution license in 2000.

Copyright (c) 2000-2003 Intel Corporation All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

Neither name of Intel Corporation nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE COPYRIGHT HOLDERS AND CONTRIBUTORS "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED.

IN NO EVENT SHALL INTEL OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Exhibit D

Copyright (C) 1998-2004 WIDE Project.
All rights reserved.
Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

3. Neither the name of the project nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE PROJECT AND CONTRIBUTORS "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE PROJECT OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)

HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Exhibit E

Copyright (C) 1999-2008 WideStudio/MWT Project Team

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

Exhibit F

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

3. Neither the name of the project nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE PROJECT AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE PROJECT OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Exhibit G

GNU LIBRARY GENERAL PUBLIC LICENSE

Version 2, June 1991
Copyright (C) 1991 Free Software Foundation, Inc.
59 Temple Place - Suite 330, Boston, MA 02111-1307, USA
Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed. [This is the first released version of the library GPL. It is numbered 2 because it goes with version 2 of the ordinary GPL.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Library General Public License, applies to some specially designated Free Software Foundation software, and to any other libraries whose authors decide to use it. You can use it for your libraries, too. When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things. To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights.

These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library, or if you modify it. For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link a program with the library, you must provide complete object files to the recipients so that they can relink them with the library, after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights. Our method of protecting your rights has two steps: (1) copyright the library, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library. Also, for each distributor's protection, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free library. If the library is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original version, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that companies distributing free software will individually obtain patent licenses, thus in effect transforming the program into proprietary software. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all. Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License, which was designed for utility programs. This license, the GNU Library General Public License, applies to certain designated libraries. This license is quite different from the ordinary one; be sure to read it in full, and don't assume that anything in it is the same as in the ordinary license.

The reason we have a separate public license for some libraries is that they blur the distinction we usually make between modifying or adding to a program and simply using it. Linking a program with a library, without changing the library, is in some sense simply using the library, and is analogous to running a utility program or application program. However, in a textual and legal sense, the linked executable is a combined work, a derivative of the original library, and the ordinary General Public License treats it as such.

Because of this blurred distinction, using the ordinary General Public License for libraries did not effectively promote software sharing, because most developers did not use the libraries. We concluded that weaker conditions might promote sharing better.

However, unrestricted linking of non-free programs would deprive the users of those programs of all benefit from the free status of the libraries themselves. This Library General Public License is intended to permit developers of non-free programs to use free libraries, while preserving your freedom as a user of such programs to change the free libraries that are incorporated in them. (We have not seen how to achieve this as regards changes in header files, but we have achieved it as regards changes in the actual functions of the Library.) The hope is that this will lead to faster development of free libraries.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, while the latter only works together with the library.

Note that it is possible for a library to be covered by the ordinary General Public License rather than by this special one.

GNU LIBRARY GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Library General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you". A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables. The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) "Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library. Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library. You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) The modified work must itself be a software library.
b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful. (For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application.

Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.) These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or ollective works based on the Library. In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices. Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy. This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange. If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables. When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.) Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also compile or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications. You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)
b) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
c) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
d) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable. It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of

the Sections above.

b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent nfringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library. If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances. It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice. This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Library General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns. Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and “any later version”, you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY “AS IS” WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES. END OF TERMS AND CONDITIONS

Exhibit H

Portions of this software are copyright (C) <2007> The FreeType Project (www.freetype.org). All rights reserved.

Exhibit I

Copyright (c) 1990-2003
Wada Laboratory, the University of Tokyo. All rights reserved.
Copyright (c) 2003-2004
Electronic Font Open Laboratory (/efont/). All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

3. Neither the name of the Wada Laboratory, the University of Tokyo nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY WADA LABORATORY, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND ONTRIBUTORS ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE LABORATORY OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Exhibit J

LICENSE ISSUES

The OpenSSL toolkit stays under a dual license, i.e. both the conditions of the OpenSSL License and the original SSLeay license apply to the toolkit. See below for the actual license texts. Actually both licenses are BSD-style Open Source licenses. In case of any license issues related to OpenSSL please contact openssl-core@openssl.org.

OpenSSL License

Copyright (c) 1998-2008 The OpenSSL Project. All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgment: “This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit. (http://www.openssl.org/)”

4. The names “OpenSSL Toolkit” and “OpenSSL Project” must not be used to endorse or promote products derived from this software without prior written permission. For written permission, please contact openssl-core@openssl.org.

5. Products derived from this software may not be called “OpenSSL” nor may “OpenSSL” appear in their names without prior written permission of the OpenSSL Project.

6. Redistributions of any form whatsoever must retain the following acknowledgment: “This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit (http://www.openssl.org/)”

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE OpenSSL PROJECT ``AS IS'' AND ANY EXPRESSED OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE OpenSSL PROJECT OR ITS CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com). This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

Original SSLeay License -----------------------

Copyright (C) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com) All rights reserved.

This package is an SSL implementation written by Eric Young (eay@cryptsoft.com).

The implementation was written so as to conform with Netscapes SSL.

This library is free for commercial and non-commercial use as long as the following conditions are aheared to. The following conditions apply to all code found in this distribution, be it the RC4, RSA, lhash, DES, etc., code; not just the SSL code. The SSL documentation included with this distribution is covered by the same copyright terms except that the holder is Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

Copyright remains Eric Young's, and as such any Copyright notices in the code are not to be removed. If this package is used in a product, Eric Young should be given attribution as the author of the parts of the library used. This can be in the form of a textual message at program startup or in documentation (online or textual) provided with the package. Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement: “This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com)” The word ‘cryptographic’ can be left out if the rouines from the library being used are not cryptographic related :-).

4. If you include any Windows specific code (or a derivative thereof) from the apps directory (application code) you must include an acknowledgement: “This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com)”

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY ERIC YOUNG ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

The licence and distribution terms for any publically available version or derivative of this code cannot be changed. i.e. this code cannot simply be copied and put under another distribution licence [including the GNU Public Licence.]

対応機器一覧　（2011年2月現在）

● 接続できる機器については、ホームページで順次公開する予定です。(www.toshiba.co.jp/regza)

1 動作確認済USBハードディスク　※ 東芝製以外は動作を保証するものではありません。

メーカー	形　名
東芝	THD-50A1
アイ・オー・データ機器	RHD-UX、RHDM-U、HDCA-Uの各シリーズ
バッファロー	HD-CLU2、HD-AVU2、HD-PCTU2、HD-LBU2 の各シリーズ

● 本機が対応しているUSBハードディスクの容量は2TB（公称値）までです。
● 動作確認済以外のUSBハードディスクの動作は保証できません。
● 動作確認済のUSBハードディスクでも、ACアダプターを使用しない場合の動作は保証できません。

2 動作確認済USBハブ　※ 動作を保証するものではありません。

メーカー	形　名
アイ・オー・データ機器	USB2-HB4R
バッファローコクヨサプライ	BSH4A01シリーズ

● 動作確認済以外のUSBハブの動作は保証できません。
● USBハブは専用のACアダプターをご使用ください。

3 レグザリンク対応東芝レコーダー

形　名
D-B1005K、D-B305K、D-BW1005K、D-BZ500、D-H320、D-W250K、D-W255K、RD-A300、RD-A301、RD-A600、RD-BR600、RD-BZ700、RD-BZ800、RD-E1004K、RD-E1005K、RD-E301、RD-E302、RD-E3022K、RD-E303、RD-E304K、RD-E305K、RD-G503、RD-R100、RD-R200、RD-S1004K、RD-S301、RD-S302、RD-S303、RD-S304K、RD-S502、RD-S503、RD-S601、RD-X7、RD-X8、RD-X9、RD-X10、RD-Z300

4 レグザリンク対応オーディオ機器（推奨機器）　※ 推奨機器以外での動作は保証できません。

メーカー	形　名
オンキヨー	TX-NA5007、TX-NA1007、TX-NA807、TX-SA707、TX-SA607、TX-SA507 、TX-NA906X、TX-SA806X、TX-SA706X、TX-SA606X、TX-NA905、TX-SA805、TX-SA705、TX-SA605、BASE-V20HD、SA-205HD、HTX-22HD、DHT-9HD、DHC-80.1、DTR-70.1、DTR-50.1、DTR-40.1、DHC-9.9、DTX-9.9、DTX-8.9、DTX-5.9、DTC-9.8、DTX-8.8、DTX-7.8、DTX-5.8
YAMAHA	YSP-3000、YSP-LC3000、YSP-LCW3000、YSP-4000、YSP-LCP4000、YSP-LC4000、YSP-600、YSP-TK600、YRS-1000、DSP-AX763、DSP-AX863、DSP-Z7、DSP-AX3900、AX-V465、AX-V565、AX-V765、AX-V1065、YSP-4100、YHT-S350、YHT-S400、YSP-LC4100、YSP-5100、YRS-2000
デノン	AVP-A1HDSP、AVC-A1HDSP、AVC-4310、AVC-3808A、AVC-2809、AVC-1909、AVC-3310、AVC-1610、AVC-S500HD
パイオニア	SC-LX82、SC-LX72

5 AVシステム音声連動対応機器

メーカー	形　名
YAMAHA	YHT-S350、YHT-S400、YSP-4100、YSP-LC4100、YSP-5100

6 レグザリンク対応東芝パソコン

商　品　名	形　名
Qosmio	G50/98J、G50/96J、F50/86J、G50/98H、G50/97H、G50/96H、G50/98G、G50/97G、F50/86H、F50/88G、F50/86G、G40/97E、G40/97D
dynabook	TV/68J2、TX/67J2、TX/66J2、TX/66J2BL、TX/66J2PK、TX/66J、CX/47J、CX/45J 、AX/54G、AX/53G、AX/53GBL、AX/53GPK、AX/55F、AX/54F、AX/53F、AX/55FBL、AX/53FBL、AX/53FPK、TX/68H、TX/67H、TX/66H、TX/66HBL、TX/66HPK、TX/67G、TX/66G、TX/66GBL、TX/66GPK、TX/68F、TX/67F、TX/66F TX/66FBL、TX/66FPK、CX/48H CX/47H、CX/45H、CX/48G,CX/47G、CX/45G、CX/48F、CX/47F、CX/45F
dynabook Qosmio	GX/G8J、FX/G7J、GX/G8H、GX/79G、FX/G7H、FX/77G

さくいん

数字

A

B

D

E

H

I

M

P

R

S

U

W

あ

い

え

お

か

き

け

さ

し

保証とアフターサービス

必ずお読みください

❶ 基本的な取扱方法、故障と思われる場合のご確認

ホームページの<お客様サポート>に、ご確認いただきたい情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

www.toshiba.co.jp/regza

※上記のアドレスは予告なく変更される場合があります。その場合は、お手数ですが、東芝総合ホームページ（www.toshiba.co.jp）をご参照ください。

❷ 商品選びのご相談、お買い上げ後の基本的な取扱方法、故障と思われる場合のご相談

「東芝テレビご相談センター」【受付時間】365日／9:00~20:00

メモ 形名 ＿＿＿＿ 製造番号 ＿＿＿＿

形名と製造番号は、保証書および本体背面に表示されています。

【一般回線・PHSからのご利用は】（通話料：無料）

フリーダイヤル **0120-97-9674**（クナン クローナシ）

● IP電話などでフリーダイヤルサービスをご利用になれない場合は、

03-6830-1048（通話料：有料）

【携帯電話からのご利用は】（通話料：有料）

ナビダイヤル **0570-05-5100**

【FAXからのご利用は】（通信料：有料）

03-3258-0470

- お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
- 利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社にお客様の個人情報を提供する場合があります。

修理・お取り扱いについてご不明な点は

お買い上げの販売店にご相談ください。

販売店にご相談ができない場合は、上記の「東芝テレビご相談センター」にご相談ください。

保証書（別添）

● 保証書は、必ず「お買い上げ日・販売店名」等の記入をお確かめのうえ、販売店から受け取っていただき内容をよくお読みのあと、たいせつに保管してください。

保証期間……お買い上げの日から1年間です。
B-CASカードは、保証の対象から除きます。

補修用性能部品の保有期間

● 液晶テレビの補修用性能部品の保有期間は製造打ち切り後8年です。
● 補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

部品について

● 修理のために取りはずした部品は、特段のお申し出がない場合は当社で引き取らせていただきます。
● 修理の際、当社の品質基準に適合した再利用部品を使用することがあります。

修理を依頼されるときは～出張修理

● 「操作編」の「困ったときは」に従って調べていただき、なお異常があるときは本体の電源を切り、必ず電源プラグを抜いてから、お買い上げの販売店にご連絡ください。

■保証期間中は

修理に関しては保証書をご覧ください。保証書の規定に従って販売店が修理させていただきます。

■保証期間が過ぎているとき

修理すれば使用できる場合には、ご希望によって有料で修理させていただきます。

■修理料金の仕組み

修理料金は、技術料・部品代・出張料などで構成されています。	
技術料	故障した製品を正常に修復するための料金です。
部品代	修理に使用した部品代金です。
出張料	製品のある場所へ技術者を派遣する場合の料金です。

■ご連絡いただきたい内容

項目	内容
品名	地上・BS・110度CSデジタルハイビジョン液晶テレビ
形名	37Z2、42Z2、47Z2
お買い上げ日	年　月　日
故障の状況	できるだけ具体的に
ご住所	付近の目印等もあわせてお知らせください。
お名前	
電話番号	
訪問ご希望日	
お買い上げ店名	おぼえのため、ご購入年月日、ご購入店名を記入しておくと便利です。 TEL（　　）　―

廃棄時にご注意願います

● 家電リサイクル法では、ご使用済の液晶テレビを廃棄する場合は、収集・運搬料金、再商品化等料金（リサイクル料金）をお支払いの上、対象品を販売店や市町村に適正に引き渡すことが求められています。

愛情点検

長年ご使用のテレビの点検をぜひ！ 熱、湿気、ホコリなどの影響や、使用の度合いによって部品が劣化し、故障したり、ときには安全性を損なって事故につながることもあります。

ご使用の際このような症状はありませんか？

● 電源を入れても映像や音が出ない。
● 映像が時々、消えることがある。
● 変なにおいがしたり、煙が出たりする。
● 電源を切っても、映像や音が消えない。
● 内部に水や異物がはいった。

ご使用中止

このような場合、故障や事故防止のため、すぐに電源プラグをコンセントから抜いて、必ずお買い上げの販売店に点検・修理をご相談ください。
ご自分での修理は危険ですので、絶対にしないでください。

株式会社 **東芝**

ビジュアルプロダクツ社

〒105-8001　東京都港区芝浦1-1-1

※所在地は変更になることがありますのでご了承ください。

● 製品に付属されている取扱説明書の本文および裏表紙はモノクロ印刷です。

TD/T3w　VX1A00200900